

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

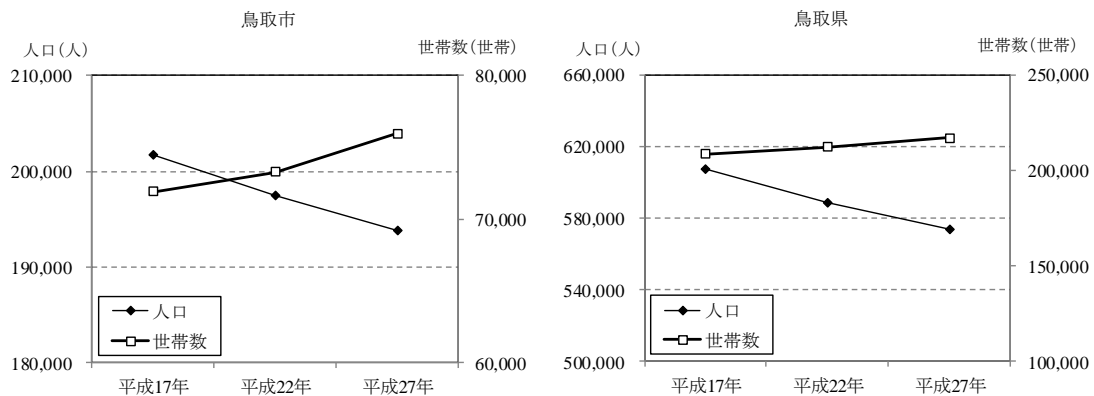
1. 人口の状況

鳥取市及び鳥取県の人口及び世帯数の推移は第3.2-1表及び第3.2-1図のとおりである。

第3.2-1表 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
鳥取市	平成17年	201,740	98,333	103,407	71,884
	平成22年	197,449	95,959	101,490	73,288
	平成27年	193,717	94,151	99,566	75,941
鳥取県	平成17年	607,012	290,190	316,822	208,526
	平成22年	588,667	280,701	307,966	211,964
	平成27年	573,441	273,705	299,736	216,894

〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

第3.2-1図 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

鳥取市及び鳥取県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成29年2月28日現在の産業別就業者数の割合は、鳥取市及び鳥取県とも第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成29年2月28日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	鳥取市	鳥取県
第一次産業	3,255 (4.9)	24,671 (7.6)
農 業	4,749	22,684
林 業	240	880
漁 業	230	1,107
第二次産業	13,348 (13.9)	18,426 (14.6)
鉱業、採石業、砂利採取業	14	49
建 設 業	7,149	21,538
製 造 業	11,874	38,177
第三次産業	31,413 (81.4)	98,289 (77.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	519	1,343
情報通信業	1,506	3,137
運輸業・郵便業	3,192	11,389
卸売・小売業	13,783	41,264
金融・保険業	2,745	6,410
不動産業、物品賃貸業	1,145	3,093
学術研究、専門・技術サービス業	2,604	6,983
宿泊業・飲食サービス業	4,904	15,454
生活関連サービス業、娯楽業	3,183	9,339
教育、学習支援業	5,703	14,582
医療、福祉	13,665	41,930
複合サービス事業	839	3,339
サービス業（他に分類されないもの）	5,980	15,630
公 務	5,042	13,933
分類不能の産業	3,955 (4.1)	8,664 (3.0)
総 数	93,021	280,925

- 注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
 2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
 3. 総数は「分類不能の産業」を除いて算出した。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農業

鳥取市及び鳥取県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。
平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、稲が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種類	鳥取市	鳥取県
稲	3,924	15,601
麦類	6	51
雑穀	86	718
いも類	417	1,067
豆類	500	1,631
工芸農作物	53	245
野菜類	1,103	5,005
花き類・花木	224	787
その他の作物	247	1,343

〔「2015年世界農林業センサス」(農林水産省HP、閲覧：平成29年7月)より作成〕

(2) 林業

鳥取市及び鳥取県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。
平成 27 年における林野面積は、鳥取市では 54,376ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
鳥取市	54,376	6,116	6,116	—	48,260	2,479	9,332	36,449
鳥取県	257,118	29,796	29,530	266	227,322	15,552	42,189	169,581

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年世界農林業センサス」(農林水産省HP、閲覧：平成29年7月)より作成〕

(3) 商業

鳥取市及び鳥取県の商業の状況は第 3.2-5 表のとおりである。

平成 24 年の年間商品販売額は、鳥取市では 348,468 百万円となっている。

第 3.2-5 表 商業の状況（平成 25 年 11 月 27 日現在）

業種	区分	鳥取市	鳥取県
卸売業	事業所数（事業所）	428	1,200
	従業者数（人）	3,658	9,602
	年間商品販売額（百万円）	174,543	524,064
小売業	事業所数（事業所）	1,351	4,429
	従業者数（人）	8,927	26,928
	年間商品販売額（百万円）	173,924	519,762
合計	事業所数（事業所）	1,779	5,629
	従業者数（人）	12,585	36,530
	年間商品販売額（百万円）	348,468	1,043,826

〔「平成 24 年経済センサス - 活動調査」(総務省・経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

(4) 工業

鳥取市及び鳥取県の工業の状況は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、鳥取市では 23,194,483 万円となっている。

第 3.2-6 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 26 年）

区分	鳥取市	鳥取県
事業所数（事業所）	271	815
従業者数（人）	10,089	29,890
製造品出荷額等（万円）	23,194,483	68,042,136

〔「平成 26 年工業統計調査」(経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

鳥取市の土地利用の状況は、第 3.2-7 表及び第 3.2-2 図のとおりである。

第 3.2-7 表 地目別土地利用の現況

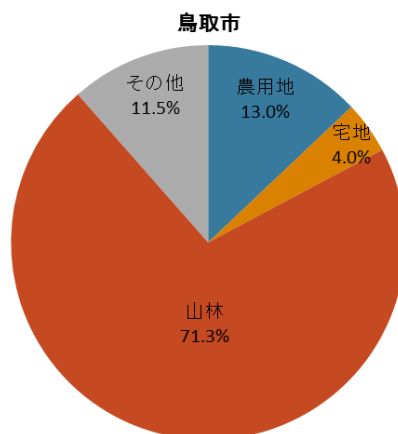
(単位：km²、() 内は%)

市町	総数	農用地	畑	宅地	池・沼	山林	原野	雑種地	その他
鳥取市	765.31 (100)	99.12 (13.0)	— —	32.75 (4.0)	— —	545.55 (71.3)	— —	— —	87.89 (11.5)

注：1. 鳥取市については平成 28 年 4 月 1 日現在の値。

2. 「—」は出典に記載がないものを示す。

〔「市勢要覧 2016」(鳥取市、平成 29 年)より作成〕



〔「市勢要覧 2016」(鳥取市、平成 29 年)より作成〕

第 3.2-2 図 地目別土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域の東西部に都市地域が分布している。

(2) 農業地域

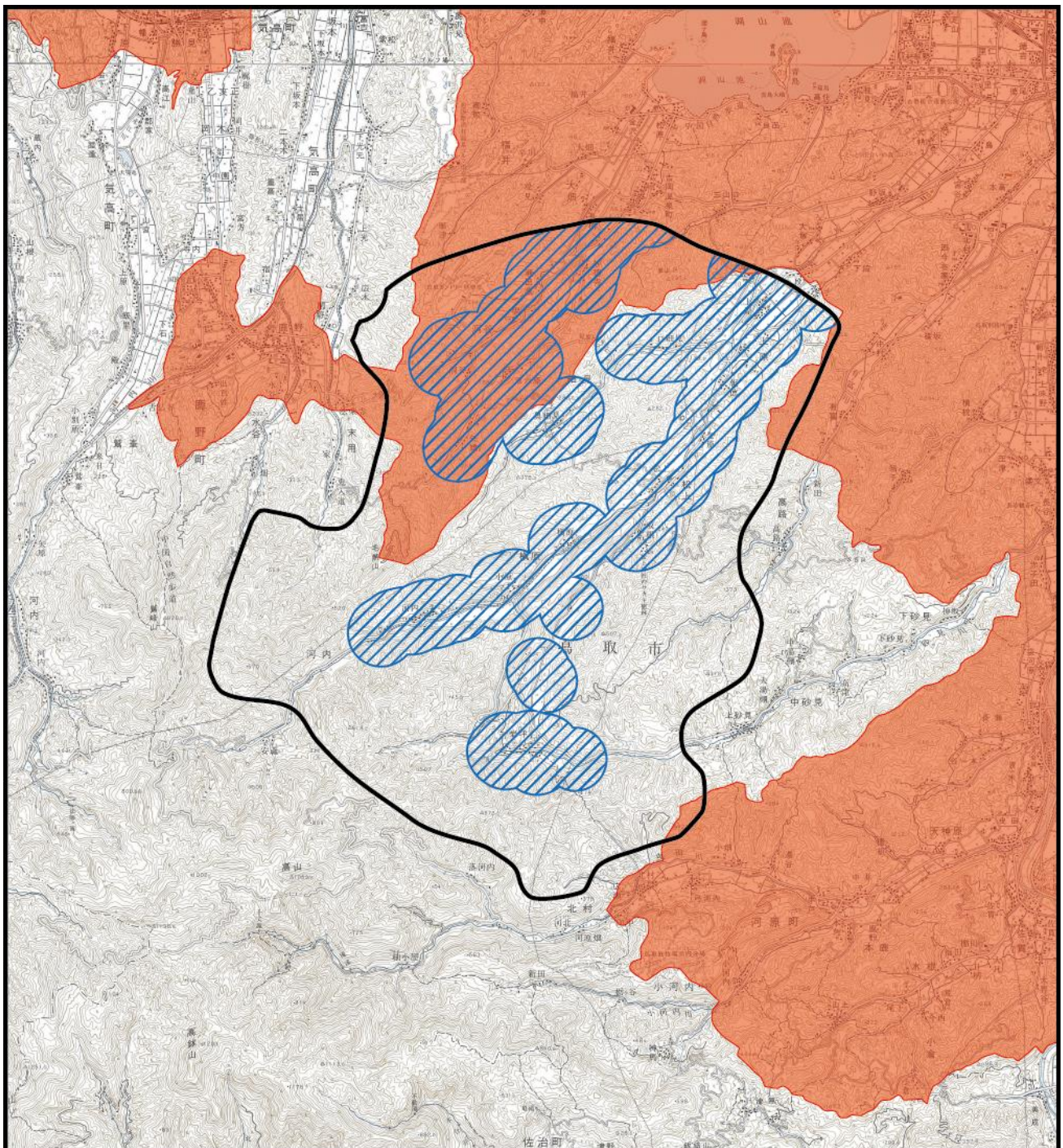
事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域には農業地域が分布している。

(3) 森林地域




事業実施想定区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、事業実施想定区域には森林地域が分布している。

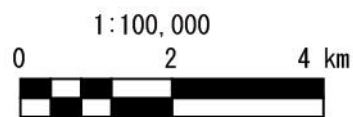
(4) 都市計画用途地域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の状況は第 3.2-6 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に用途地域の指定がある。



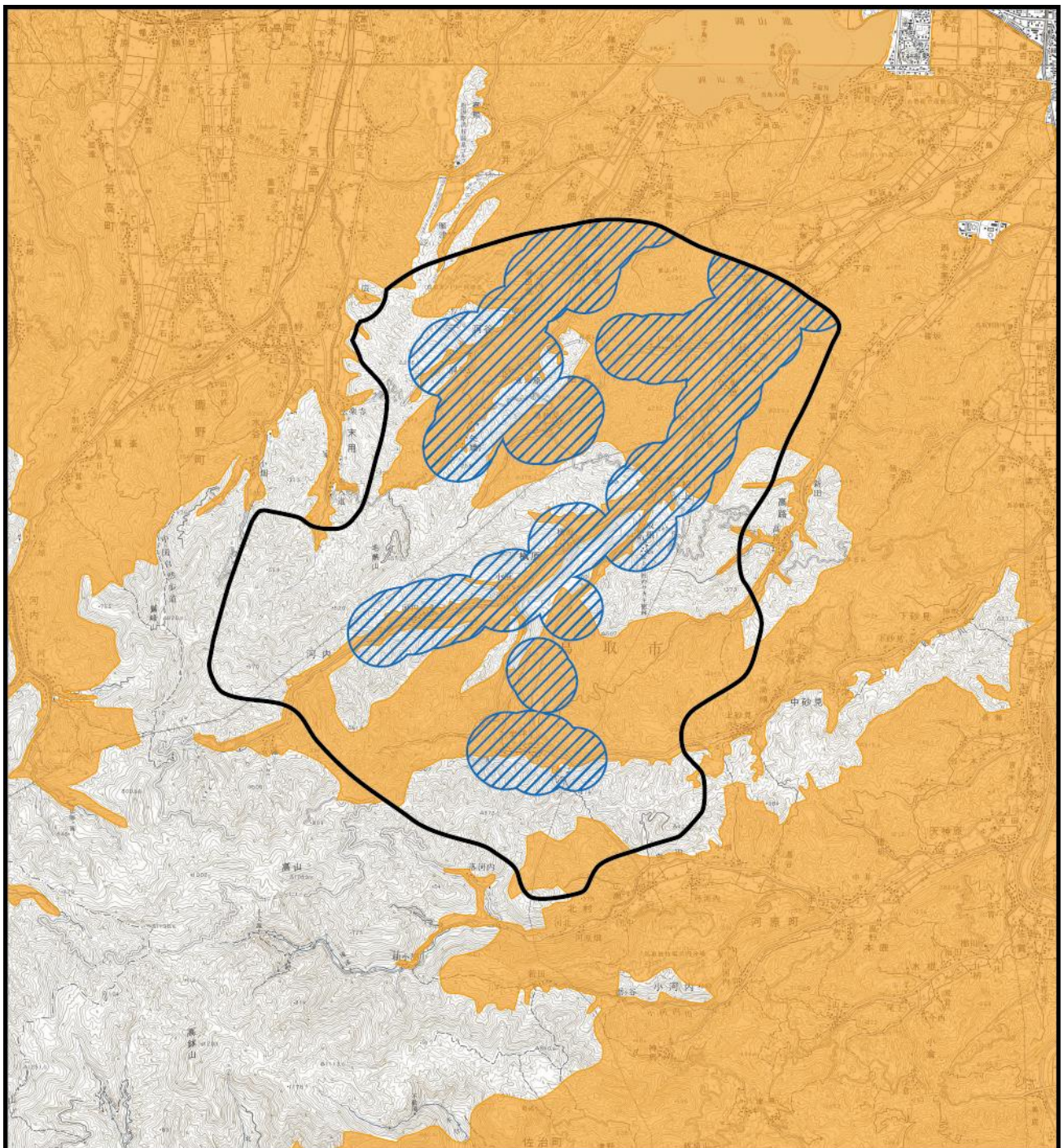
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  都市地域






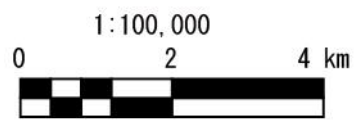
「国土数値情報 (都市地域データ) (国土交通
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29
年 7 月) により作成

第 3.2-3 図 土地利用基本計画図 (都市地域)



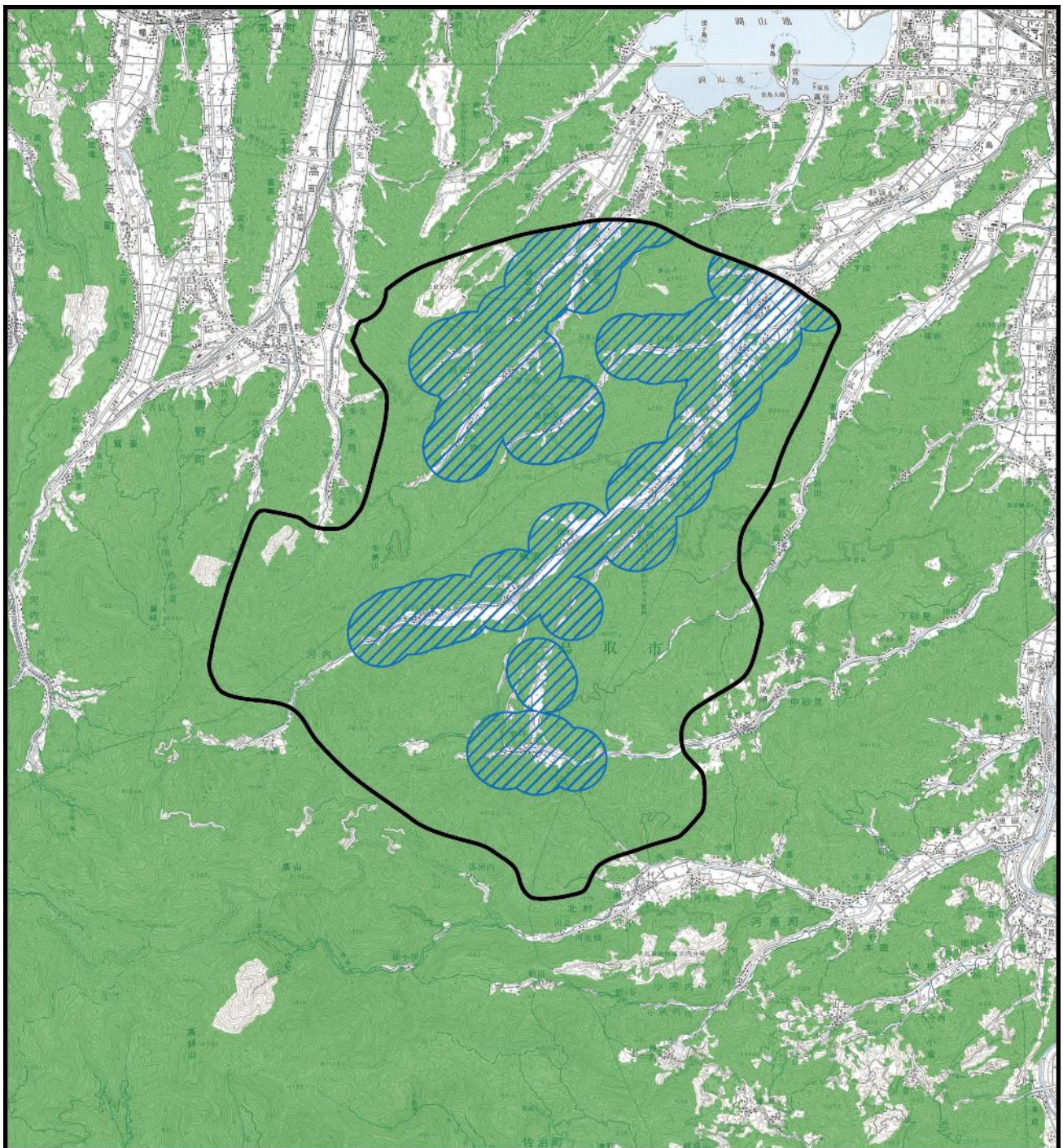
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  農業地域






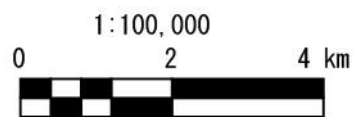
（「国土数値情報（農業地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成

第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



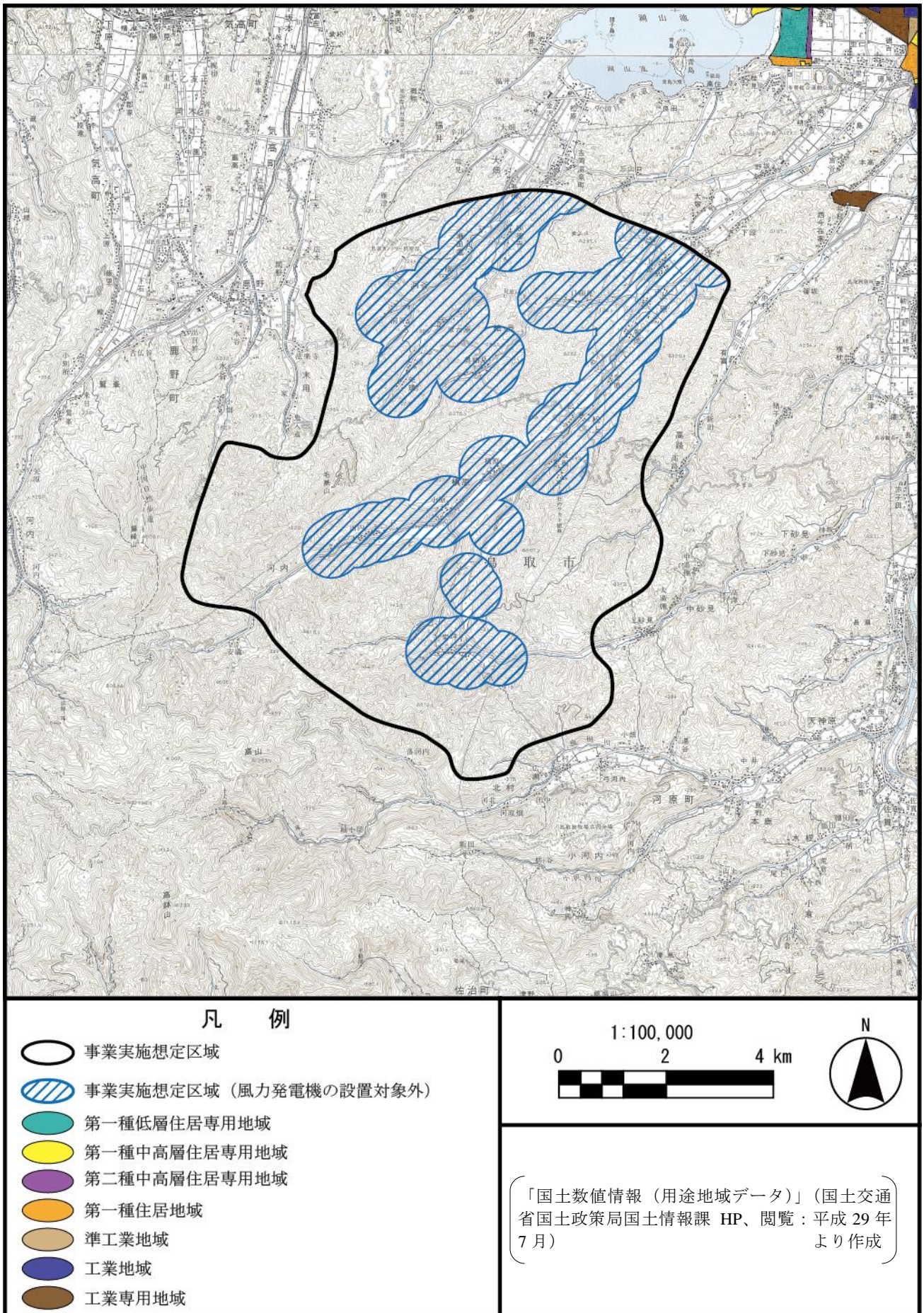
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  森林地域



「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年
7 月）
より作成

第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）



第 3.2-6 図 土地利用基本計画図（用途地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲において、水道用水の取水地点及び農業用水の取水地点が存在する。

事業実施想定区域及びその周囲における上水道の取水状況は第 3.2-8 表のとおりであり、取水地点は第 3.2-7 図のとおりである。また、農業用水の取水地点は第 3.2-8 図、簡易水道の取水地点は第 3.2-9 図のとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲の河川及び湖沼には第 3.2-9 表及び第 3.2-10 図のとおり漁業権が設定されている。

第 3.2-8 表 取水状況（上水道）（平成 26 年度）

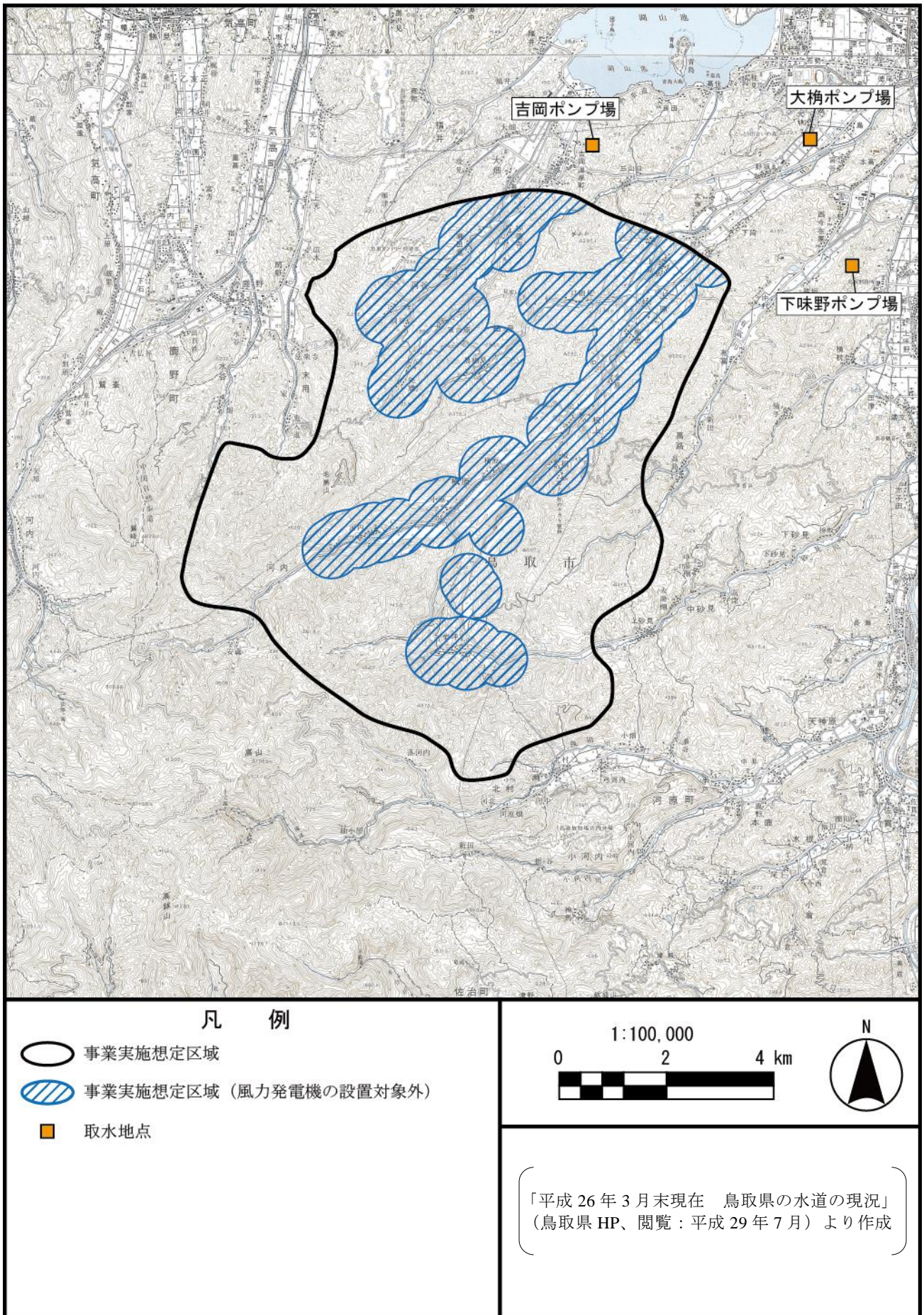
事業主体名	年間取水量（千 m ³ ）					
	表流水	地下水			湧水	合計
		伏流水	浅井戸	深井戸		
鳥取市	77	19,208	381	814	540	21,020

〔「平成 26 年 3 月末現在 鳥取県の水道の現況」
（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

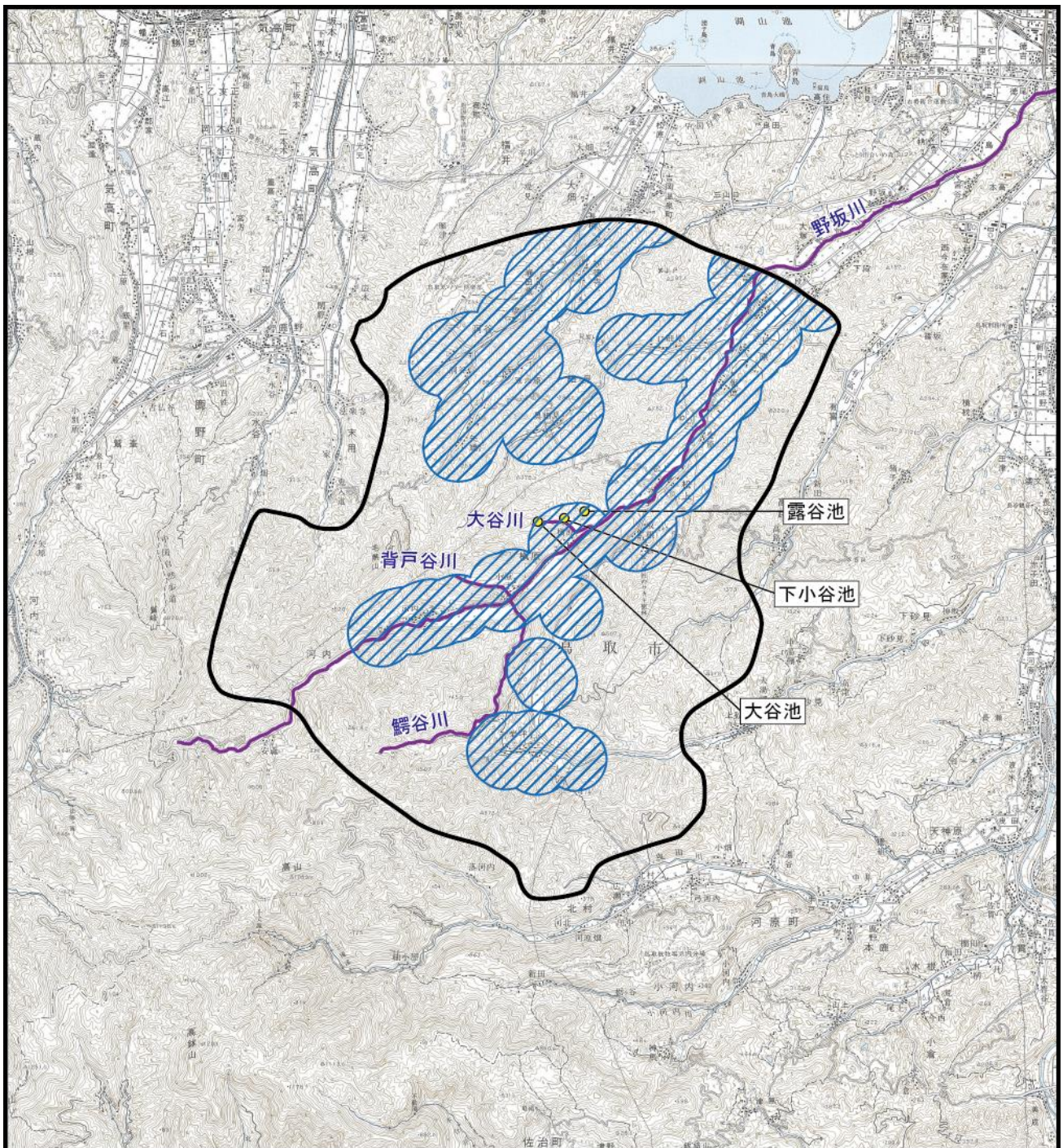
第 3.2-9 表 内水面漁業権の内容

免許番号	漁業種類	魚種	漁業時期	漁場の区域	漁業権者
内共第 1 号	第五種共同漁業	あゆ	6 月 1 日～9 月 25 日 11 月 1 日～翌年 1 月 31 日	千代川本流 及び支流	千代川 漁業協同 組合
		こい	1 月 1 日～5 月 14 日 6 月 15 日～12 月		
		やまめ、いわな、 あまご、にじます	3 月 1 日～9 月 30 日		
		さくらます	3 月 1 日～5 月 31 日		
		きつきます	3 月 1 日～9 月 25 日		
内共第 4 号	第五種共同漁業	こい	7 月 16 日～翌年 5 月 14 日	湖山池	湖山池 漁業協同 組合
		ふな	11 月 1 日～翌年 4 月 30 日		
		わかさぎ	10 月 1 日～翌年 4 月 30 日		
		しらうお	11 月 1 日～翌年 4 月 30 日		





〔「内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等」（平成 25 年鳥取県告示第 458 号）
「内水面における漁業の免許」（平成 25 年鳥取県告示第 662 号）より作成〕

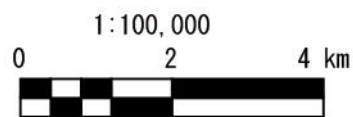


第 3.2-7 図 水道用水の取水地点の位置



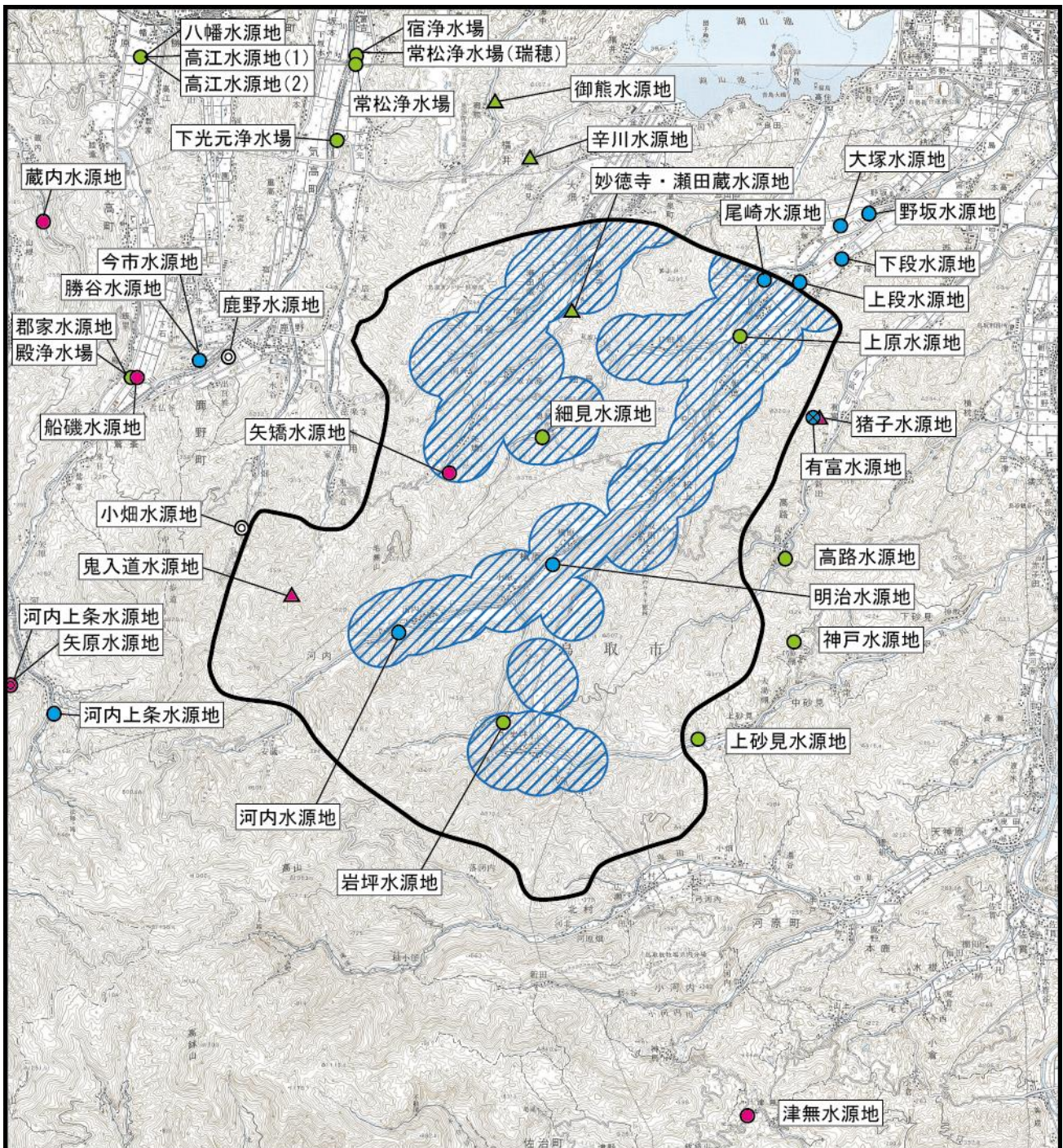
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  河川
-  農業用水の取水地点





〔「鳥取市農村整備課よりヒヤリング」
（平成 29 年 7 月）より作成〕

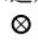






第 3.2-8 図 農業用水取水地点



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）

水道用水取水地点

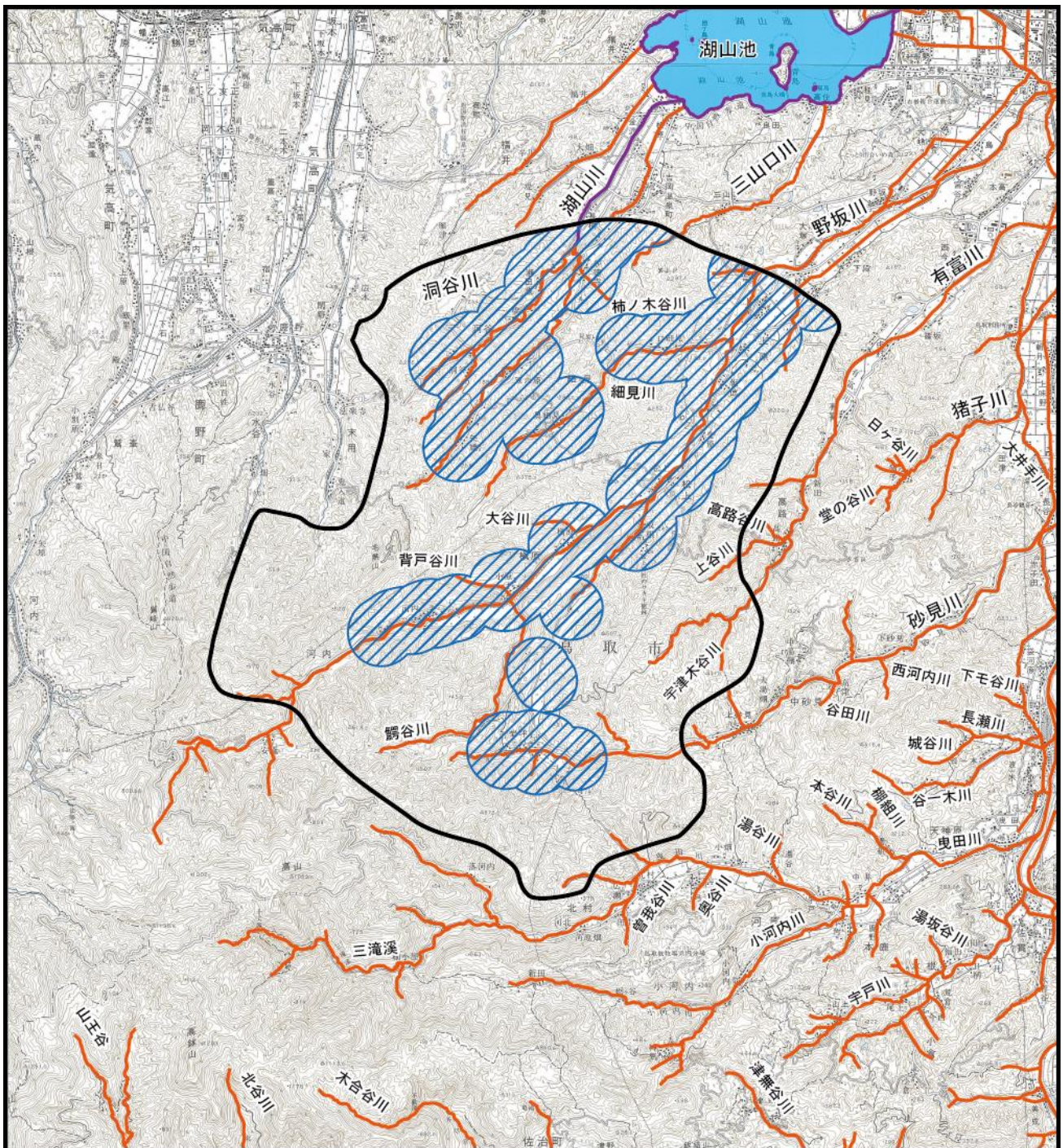
-  表流水（簡易水道）
-  伏流水（簡易水道）
-  浅井戸（簡易水道）
-  深井戸（簡易水道）
-  深井戸（飲料水供給施設等）
-  湧水（簡易水道）
-  湧水（飲料水供給施設等）

1:100,000







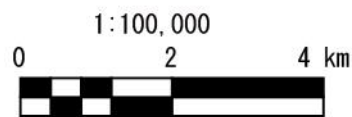
「平成 28 年度鳥取市水道事業概要」
 （鳥取市水道局 HP、閲覧：平成 29 年 8 月）
 より作成

第 3.2-9 図 簡易水道取水地点



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  内共第 1 号
-  内共第 4 号



「内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等」（平成 25 年鳥取県告示第 458 号）
 「湖山池マップ」（公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金、平成 28 年）より作成

第 3.2-10 図 漁業権の設定状況

2. 地下水の利用状況

「平成 26 年 3 月末現在 鳥取県の水道の現況」(鳥取県)によれば、鳥取県の実績年間取水量のうち地下水の割合は上水道が 99.9%、簡易水道が 92.4%となっている。

なお、鳥取県の実績年間取水量については第 3.2-10 表のとおりである。

第 3.2-10 表 鳥取県の上水道年間取水量(水源別) (平成 25 年度)

(単位:千 m³/年)

種別	地表水	地下水					受水	合計
	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	計		
上水道	77 (0.1%)	24,926 (39.7%)	18,538 (29.5%)	18,283 (29.1%)	1,037 (1.7%)	62,784 (99.9%)	—	62,861 (100.0%)
簡易水道	804 (7.6%)	1,323 (12.6%)	3,436 (32.6%)	4,001 (38.0%)	970 (9.2%)	9,730 (92.4%)	—	10,534 (100.0%)

注:()内は合計に対する割合である。

〔平成 26 年 3 月末現在 鳥取県の水道の現況〕
〔鳥取県 HP、閲覧:平成 29 年 7 月)より作成〕

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-11 図のとおりであり、一般国道 29 号、一般国道 53 号、主要地方道 21 号（鳥取鹿野倉吉線）、一般県道 181 号（湖山停車場布勢線）、一般県道 182 号（宝木停車場上光線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-11 表のとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周囲における鉄道は、JR 山陰本線が敷設されている。

第 3.2-11 表(1) 主要道路の交通状況 (平成 27 年)

(単位: 台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 29 号	①	伏野覚寺線～一般国道 9 号	18,063	21,134
一般国道 53 号	②	河原郡家線～袋河原八坂線	6,900	8,352
一般県道 181 号 (湖山停車場布勢線)	③	鳥取港湖山停車場線～伏野覚寺線	5,413	6,604
		伏野覚寺線～鳥取空港布勢線	5,211	6,357
一般県道 182 号 (宝木停車場上光線)	④	宝木停車場線～鳥取鹿野倉吉線	823	988
一般県道 189 号 (高路古海線)	⑤	※～一般国道 29 号	4,693	5,772
一般県道 191 号 (矢矯松原線)	⑥	郡家鹿野気高線～鳥取鹿野倉吉線	2,295	2,823
一般県道 195 号 (鷹狩渡一木線)	⑦	一般国道 53 号～郡家鹿野気高線	3,484	4,285
一般県道 196 号 (杣小屋曳田線)	⑧	※～鳥取河原用瀬線	2,226	2,760
	⑨	鳥取河原用瀬線～鷹狩渡一木線	1,463	1,814
一般県道 198 号 (鷺峰気高線)	⑩	鳥取鹿野倉吉線～八束水勝見線	675	810
一般県道 230 号 (小河内加茂線)	⑪	鳥取河原用瀬線～一般国道 482 号	170	194
一般県道 231 号 (本鹿高福線)	⑫	杣小屋曳田線～※	485	558
	⑬	※～鷹狩渡一木線		
	⑭	鷹狩渡一木線～一般国道 53 号		
一般県道 227 号 (猪ノ子国安線)	⑮	※～鳥取河原線	4,147	5,059
一般県道 233 号 (矢口鹿野線)	⑯	一般国道 9 号～鳥取鹿野倉吉線	1,653	2,033
一般県道 258 号 (御熊白兔線)	⑰	鳥取鹿野倉吉線～一般国道 9 号	339	400
一般県道 264 号 (鳥取空港布勢線)	⑱	伏野覚寺線～湖山停車場布勢線	9,616	12,116
一般県道 280 号 (俵原青谷線)	⑲	※～青谷停車場井手線	2,059	2,594
一般県道 281 号 (河内楨原線)	⑳	鳥取鹿野倉吉線～※	575	679
	㉑	※～郡家鹿野気高線		
一般県道 304 号 (妙徳寺鹿野線)	㉒	矢矯松原線～郡家鹿野気高線	507	583
主要地方道 32 号 (郡家鹿野気高線)	㉓	鳥取鹿野倉吉線～市道	2,905	3,544
	㉔	鳥取鹿野倉吉線～妙徳寺鹿野線	670	791
		妙徳寺鹿野線～矢矯松原線		
	㉕	鳥取河原線～鳥取河原用瀬線	1,695	2,085
㉖	鷹狩渡一木線～河原郡家線	2,480	3,050	
主要地方道 33 号 (三朝中線)	㉗	三朝温泉木地山線～※	1,035	1,221
主要地方道 49 号 (鳥取河原用瀬線)	㉘	※～鳥取自動車道	4,038	4,926
	㉙	鳥取自動車道～一般国道 53 号	1,690	2,062
	㉚	一般国道 9 号 (鳥取西道路) ～郡家鹿野気高線	3,803	4,526
	㉛	鳥取鹿野倉吉線～ 一般国道 9 号 (鳥取西道路)	7,475	9,120

第 3.2-11 表 (2) 主要道路の交通状況 (平成 27 年)

(単位：台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
主要地方道 21 号 (鳥取鹿野倉吉線)	㉔	一般国道 29 号～鳥取河原用瀬線	16,294	21,019
	㉕	鳥取河原用瀬線～鳥取空港布勢線	17,657	22,778
	㉖	鳥取空港布勢線～矢矯松原線	9,139	11,424
	㉗	矢矯松原線～宝木停車場上光線	7,512	9,315
	㉘	宝木停車場上光線～郡家鹿野気高線	4,865	5,935
	㉙	郡家鹿野気高線～河内楨原線	401	477

注：1. 表中の番号は、第 3.2-11 図中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

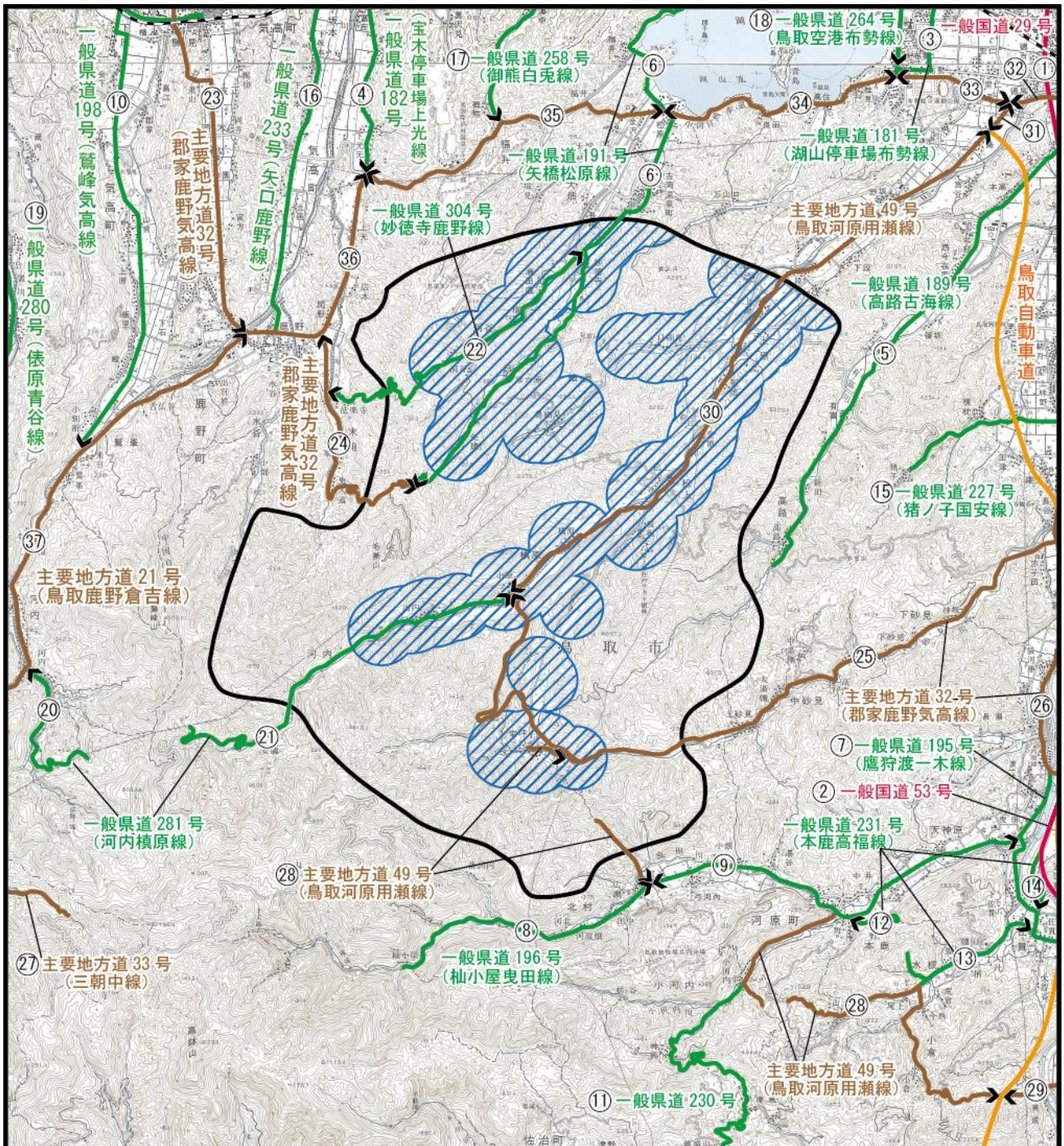
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時









3. 12 時間の斜体字は平成 17 年度交通量と平成 17 年度及び平成 22 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

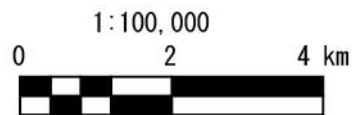
4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  高速道路
-  一般国道
-  一般県道
-  主要地方道
-  鉄道
-  調査区間起点・終点



〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕

第 3.2-11 図 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-12 表及び第 3.2-12 図のとおりである。

また、住居の配置の概況は第 3.2-12 図のとおりである。

第 3.2-12 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	施設名	所在地
小学校	世紀小学校	鳥取市徳尾 407
	東郷小学校	鳥取市篠坂 6-1
	明治小学校	鳥取市松上 159
	鹿野小学校	鳥取市鹿野町鹿野 2888
	湖南学園小学校	鳥取市六反田 1-5
	瑞穂小学校	鳥取市気高町下阪本 48
	浜村小学校	鳥取市気高町八幡 382-3
	逢坂小学校	鳥取市気高町山宮 369-2
	神戸小学校	鳥取県鳥取市中砂見 936
	河原第一小学校	鳥取市河原町渡一木 179-1
	散岐小学校	鳥取市河原町佐貫 761-5
	西郷小学校	鳥取市川原町牛戸 14-1
中学校	江山中学校	鳥取市倭文 65
	鹿野中学校	鳥取市鹿野町鹿野 896
	湖南学園中学校	鳥取市六反田 1-5
	河原中学校	鳥取市曳田 298
高等学校	鳥取緑風高等学校	鳥取市湖山町南 3-848

〔「県内学校一覧」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

第 3.2-12 表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

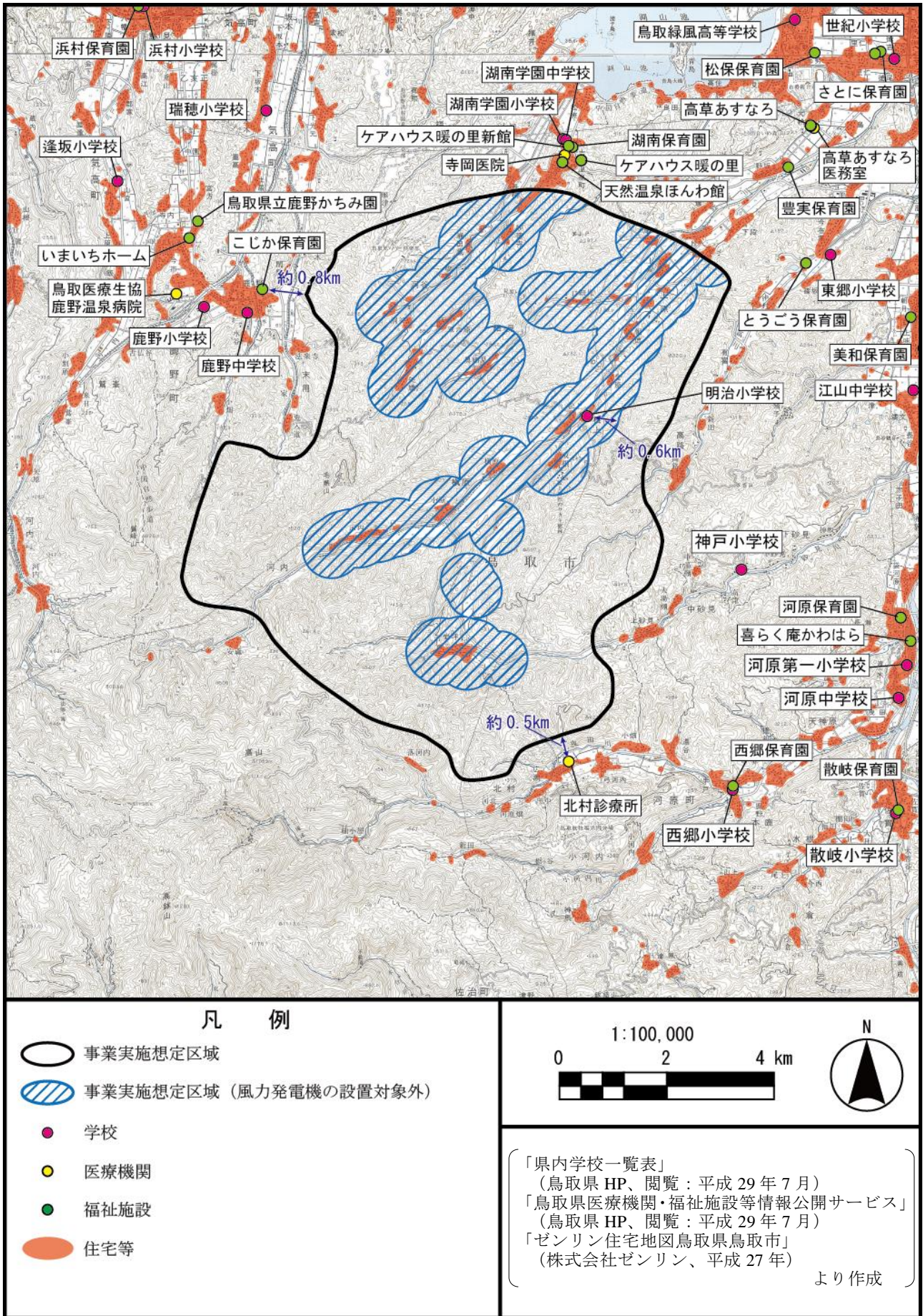
区分	施設名	所在地
病院	鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市 242
診療所	寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町 135-3
	北村診療所	鳥取市河原町北村 42-2
	高草あすなる医務室	鳥取市大楠 330

〔「鳥取県医療期間・福祉施設等情報公開サービス」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

第 3.2-12 表(3) 環境保全上配慮すべき施設（福祉施設）

区 分		施設名	所在地
児童関係	保育所	美和保育園	鳥取市上味野 545
		湖南保育園	鳥取市松原 419-2
		豊実保育園	鳥取市野坂 927
		河原保育園	鳥取市河原町長瀬 48-1
		西郷保育園	鳥取市河原町牛戸 13-1
		散岐保育園	鳥取市河原町佐貫 755-6
		浜村保育園	鳥取市気高町八幡 388-1
		こじか保育園	鳥取市鹿野町鹿野 583-3
		松保保育園	鳥取市布勢 91-1
		さとに保育園	鳥取市里仁 27
		とうごう保育園	鳥取市西今在家 205-1
高齢者関係	短期入所施設 老人ホーム	高草あすなろ	鳥取市大柵 330
		ケアハウス暖の里	鳥取市吉岡温泉町 52-1
		ケアハウス暖の里新館	鳥取市吉岡温泉町 895-1
		天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉町 168-1
		喜らく庵 かわはら	鳥取市河原町河原 16-3
障がい者関係	支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市鹿野町寺内 102
	グループホーム	いまいちホーム	鳥取市鹿野町今市 1550

〔「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
 「鳥取市公式ウェブサイト」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕



第 3.2-12 図 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

鳥取市及び鳥取県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第3.2-13表のとおりである。

平成27年度末における汚水処理人口普及率は鳥取市では96.8%、鳥取県で92.7%となっている。下水道普及率は鳥取市では76.8%、鳥取県では57.9%となっている。

第3.2-13表 下水道処理人口普及状況（平成27年度末）

区分	行政人口 (人)	汚水処理人口(人)							下水道 普及率 (%)	汚水処 理人口 普及率 (%)
		公共 下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	林業集落 排水	コミュニ ティ プラント	合併処理 浄化槽	合計		
鳥取市	191,152	146,847	31,502	1,023	81	417	5,118	184,988	76.8	96.8
鳥取県	576,376	397,004	100,371	1,641	200	417	34,537	534,170	57.9	92.7

「平成27年度末 生活排水処理施設整備状況」
(鳥取県HP、閲覧：平成29年7月) より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

鳥取市及び鳥取県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-14 表のとおりである。

平成 27 年度におけるごみ総排出量は鳥取市で 71,552t となっている。

第 3.2-14 表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成 27 年度）

区分		鳥取市	鳥取県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	63,955	190,724
	直接搬入量(t)	4,719	16,377
	集団回収量(t)	2,878	6,205
	合計(t)	71,552	213,306
ごみ処理量	直接焼却量(t)	51,562	152,024
	直接最終処分量(t)	466	466
	焼却以外の中間処理量(t)	8,382	30,046
	直接資源化量(t)	8,264	24,316
	合計(t)	68,674	206,852
中間処理後再生利用量(t)		6,789	26,722
リサイクル率(%)		25.1	26.9
最終処分量(t)		7,547	16,158

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100
 [「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成]

2. 産業廃棄物の状況

鳥取県における平成 25 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-15 表のとおりである。
 平成 25 年度の 1 年間の排出量は 580,888t である。

また、事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-16 表、立地状況は第 3.2-13 図のとおりであり、中間処理施設 109 か所、最終処分場 9 か所となっている。

第 3.2-15 表 産業廃棄物の排出状況（平成 25 年度）

（単位：t）

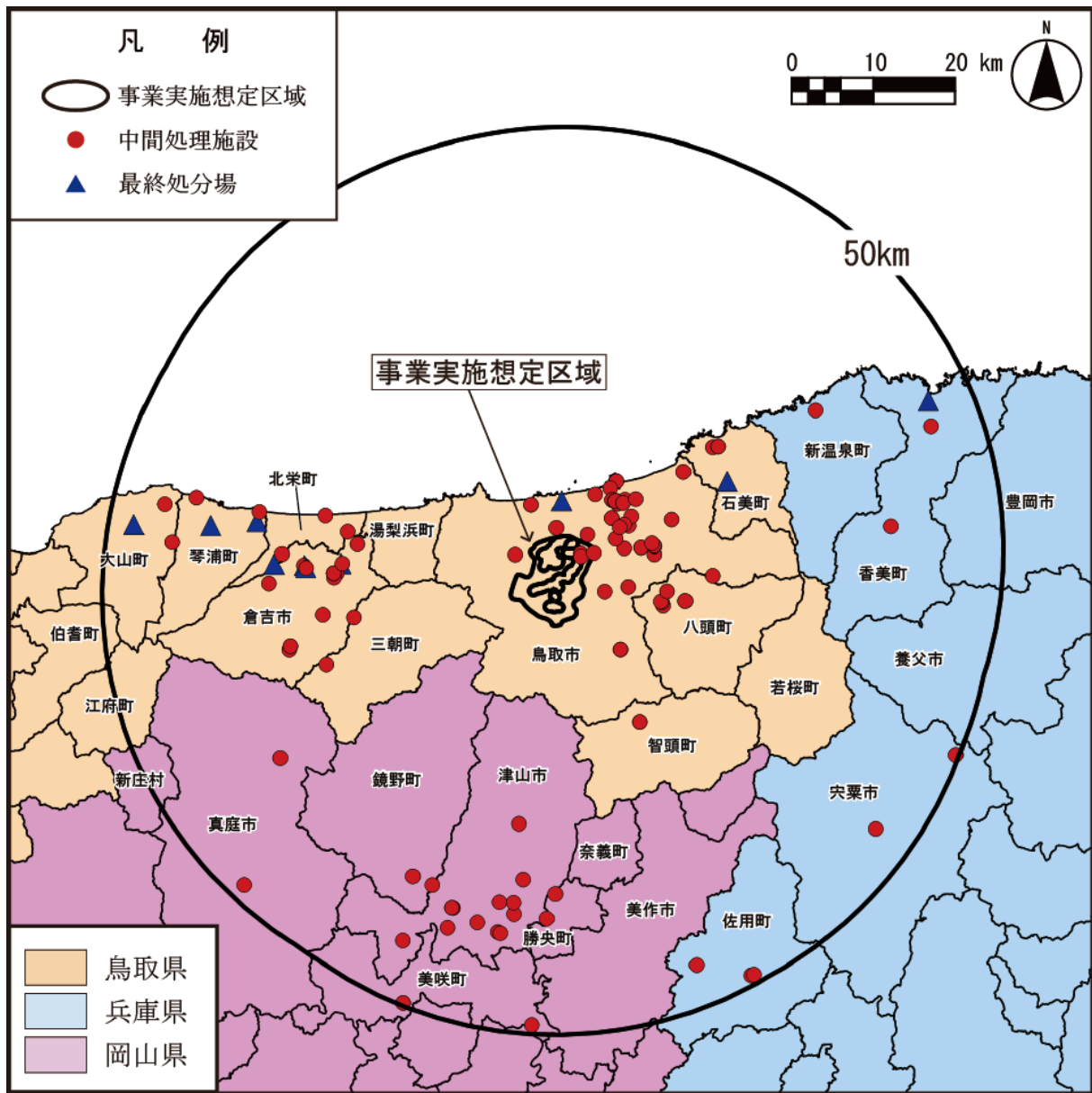
県	排出量	資源化量	減量化量	最終処分量
鳥取県	580,888	443,561	116,947	20,908

〔「平成 28 年鳥取県廃棄物処理計画」、（平成 29 年）より作成〕

第 3.2-16 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
鳥取県	鳥取市	45	1
	倉吉市	16	3
	八頭町	6	0
	岩美町	3	1
	琴浦町	2	2
	北栄町	3	1
	大山町	3	0
	智頭町	2	0
	三朝町	2	0
兵庫県	佐用町	3	0
	香美町	2	1
	穴粟市	2	0
	新温泉町	1	0
岡山県	津山市	13	0
	真庭市	1	0
	鏡野町	2	0
	美咲町	2	0
	赤磐市	1	0
合計		109	9

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕



第 3.2-13 図 廃棄物処理施設等の分布状況 (50km 範囲)

「国土数値情報 (廃棄物処理施設データ)」
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-17表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-17表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-17表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 	

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成21年環境省告示第33号)より作成

第 3.2-17 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について〕（平成 9 年環境庁告示第 4 号）より作成

② 騒音

a. 騒音規正法に基づく規制

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

鳥取県では第 3.2-18 表のとおり地域の類型のあてはめが行われている。事業実施想定区域周辺には第 3.2-14 図のとおり、類型があてはめられた地域が存在する。

第 3.2-18 表(1) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

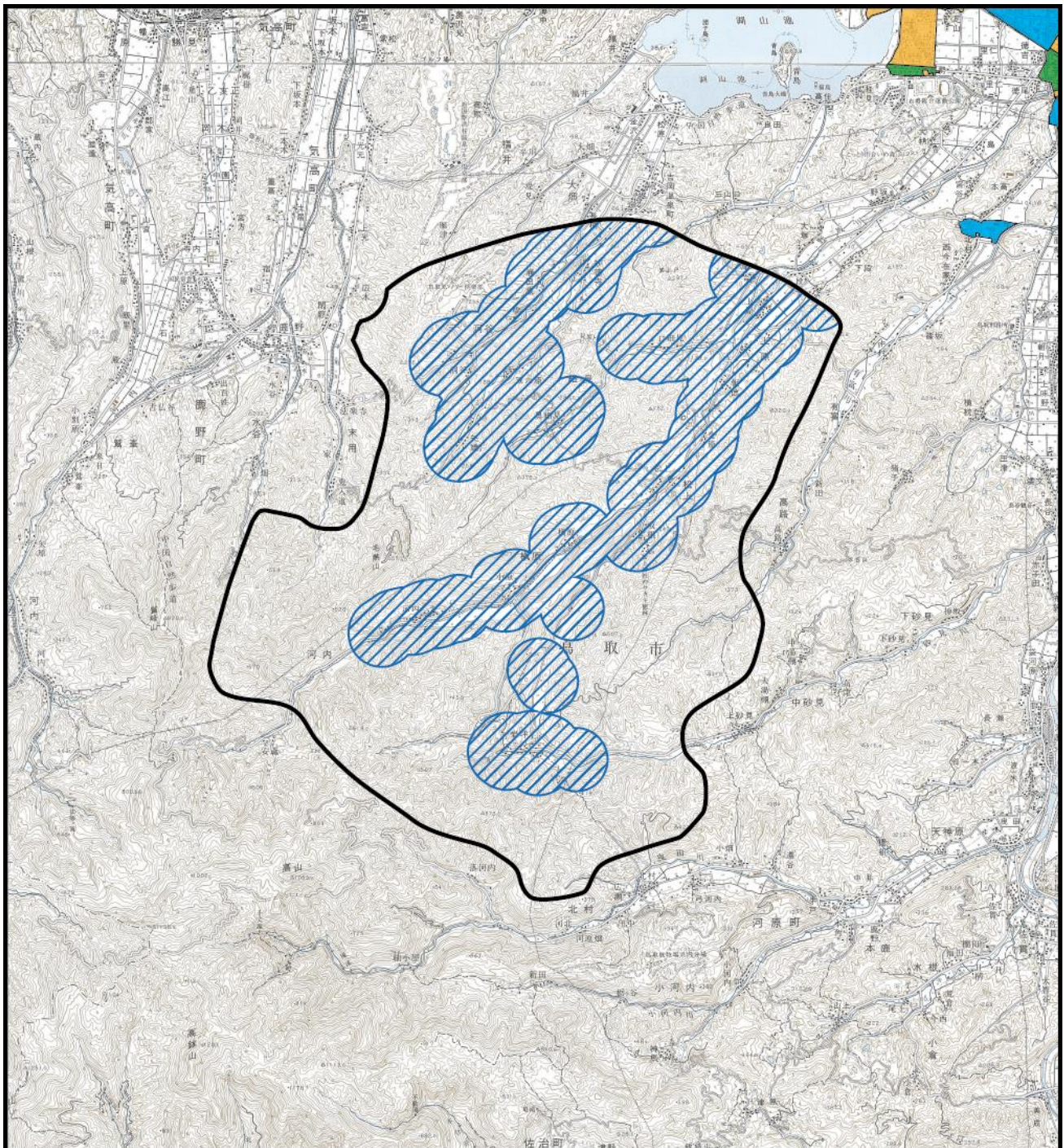
注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、鳥取県内には該当地域はない。

類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域






類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

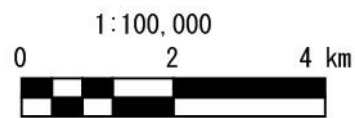
類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
 「騒音に係る環境基準の類型指定地域」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  類型A
-  類型B
-  類型C



「騒音に係る環境基準の類型指定地域」
 （鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
 より作成

第 3.2-14 図 騒音の地域類型のあてはめ状況

第 3.2-18 表(2) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成

第 3.2-18 表(3) 騒音に係る環境基準

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成

b. 鳥取県公害防止条例に基づく規制

鳥取県では、「鳥取県公害防止条例」（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）により、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜（22:00～翌朝 6:00）の騒音について規制している。規制区域及び規制基準は第 3.2-19 表のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲における基準値は 45 デシベルとなっている。

第 3.2-19 表 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制区域及び規制基準

区域の区分		基準値（デシベル）
1	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された第 3 種区域及び知事が別に定める場合	50
2	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された第 4 種区域及び知事が別に定める場合	65
3	1 及び 2 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	45

注：騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域は第 3.2-27 表の備考 2. のとおりである。

〔騒音・振動規制のあらまし〕（鳥取県、平成 27 年）より作成

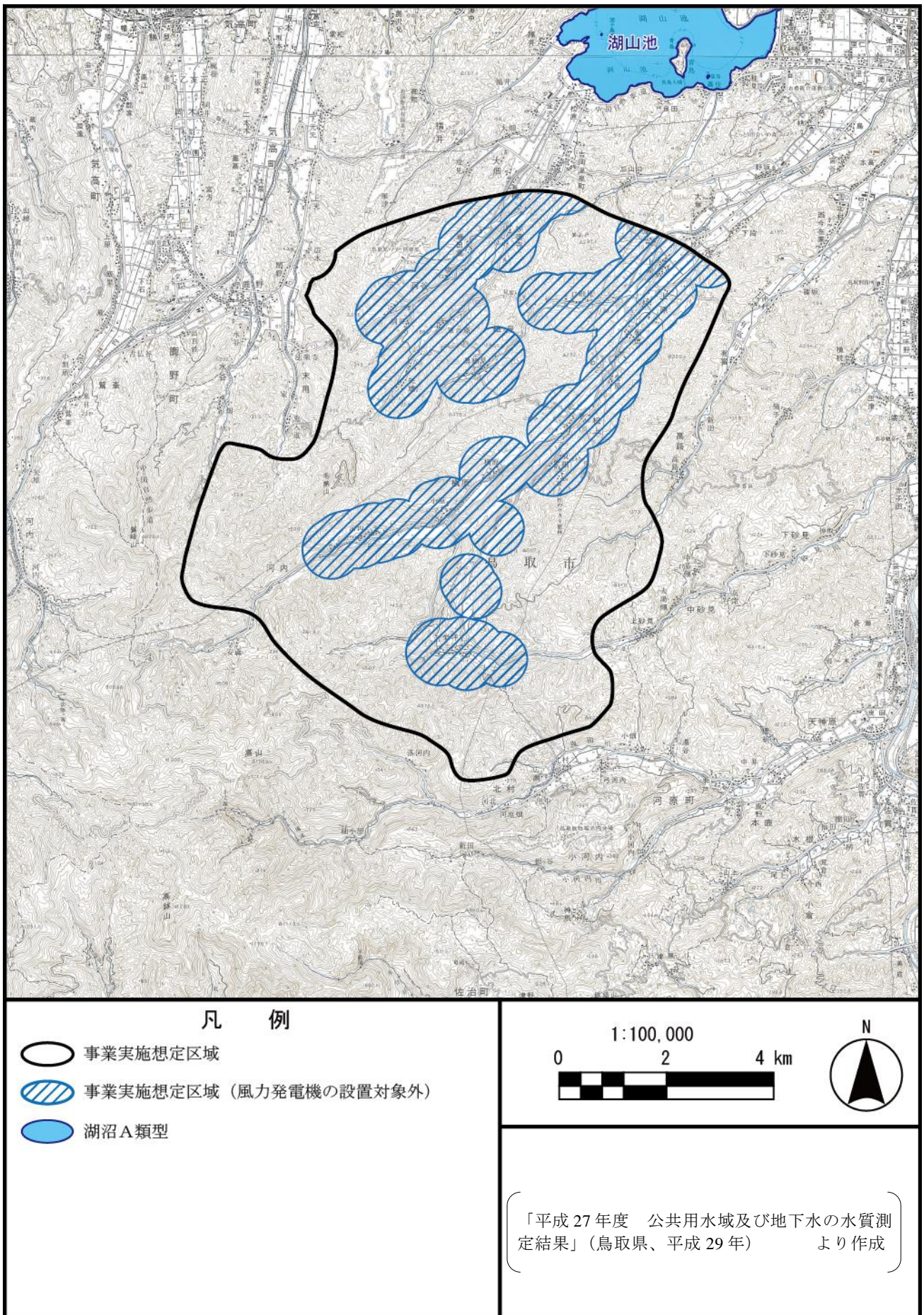
③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-20表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第3.2-21表～第3.2-23表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲において、第3.2-15図のとおり、湖山池が湖沼A類型、に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-24表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-15 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-20 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第 3.2-21 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-21 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-22 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<ol style="list-style-type: none"> 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 基準値は、日間平均値とする。 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3.2-22 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-22 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-22 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3.2-23 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3. 2-23 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3. 2-23 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3. 2-23 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3.2-24 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名 : 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-25表のとおりである。

第 3.2-25 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-26 表のとおりである。

第 3.2-26 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、鳥取県内は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置されない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-27 表～第 3.2-29 表のとおりである。

鳥取県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、鳥取市は規制地域に指定されている。なお、事業実施想定区域に指定地域はない。

第 3.2-27 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

- 1 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 2 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第 1 種区域良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第 2 種区域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第 3 種区域住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第 4 種区域主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

〔「騒音・振動規制のあらまし」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

第 3.2-28 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

〔「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）
「騒音・振動規制のあらまし」（鳥取県HP、閲覧：平成29年7月）より作成 〕より作成

第 3.2-29 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
4	上記3区域のうち幹線交通を担う道路（高速道路、一般国道、都道府県道、市長村道の4車線以上区間）に近接する区域（2車線以下の道路：敷地境界から15m、2車線を越える道路：敷地境界から20mまでの範囲） 【幹線交通を担う道路に近接する空間の特例】	75デシベル	70デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域：第1種区域並びに第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b区域：第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く区域

c区域：第3種区域及び第4種区域

〔「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）
「騒音・振動規制のあらまし」（鳥取県HP、閲覧：平成29年7月）より作成 〕

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-30 表～第 3.2-32 表のとおりである。

鳥取県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、鳥取市は規制地域に指定されている。なお、事業実施想定区域に指定地域はない

第 3.2-30 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：1. 第 1 種区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校等施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、昼間欄及び夜間欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）

「騒音・振動規制のあらまし」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成

第 3.2-31 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；

1 第 1 種区域

2 第 2 種区域

3 第 3 種区域

4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

2. 2 号区域；振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

〔「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」

（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）より作成

第 3.2-32 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)

「騒音・振動規制のあらまし」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、生活環境 15 項目)が定められている(第 3.2-33 表)。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置されない。

第 3. 2-33 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

第 3.2-33 表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質」の濃度又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

鳥取県では、「特定悪臭物質」及び「臭気指数」による地域の規制が行われており、事業実施想定区域及びその周囲は「特定悪臭物質」による地域規制となっている。その基準は第 3.2-34 表のとおりである。

第 3.2-34 表(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線上）

(単位：ppm)

地域の区分 特定悪臭物質	A 地域	B 地域	C 地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.09	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1	1
トルエン	10	10	10
スチレン	0.4	0.4	0.4
キシレン	1	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03	0.03
ノルマル酸	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.0009
キソ吉草酸	0.001	0.001	0.001

注：A 地域；指定地域のうち B 地域以外の区域

B 地域；指定地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として平成 24 年 3 月 30 日現在において同法の規定により定められている区域

C 地域；指定地域のうち A 地域及び B 地域以外の地域

〔「悪臭防止法による規制地域及び規制基準」（平成 15 年鳥取県告示第 381 号）より作成〕

第 3.2-34 表(2) 悪臭に係る規制基準（臭気指数）

(単位：ppm)

区分	第 1 種区域	第 2 種区域
臭気指数の規制基準	12	15
対応する臭気強度	2.5	3

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成 17 年 10 月 1 日現在）」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

第 3.2-34 表(3) 悪臭に係る規制基準（排出口）

事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プリピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びビソ吉草酸を除く。）の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：流量（Nm³/h）
 He：有効煙突高さ（m）排出口の高さの補正算式は硫黄酸化物の基準の補正算式に同じ
 Cm：敷地境界線上の基準値（ppm）

ただし、He が 5m 未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

〔「悪臭防止法による規制（平成 29 年 6 月末現在）」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

第 3.2-34 表(4) 悪臭に係る規制基準（排水水）

事業場から排出される排水水に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排水水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm}：排水水中濃度（mg/L）
 k：下表の値
 C_m：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	流量 Q (m ³ /秒)								
	A 地域			B 地域			C 地域		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002	0.06	0.01	0.003	0.2	0.03	0.007
硫化水素	0.1	0.02	0.005	0.3	0.07	0.02	1	0.2	0.05
硫化メチル	0.3	0.07	0.01	2	0.3	0.07	6	1	0.3
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03	2	0.4	0.09	6	1	0.3

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号）
 「悪臭規制のあらまし（平成 27 年 7 月）」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-35 表のとおりである。鳥取市において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」の指定はないが、「形質変更時要届出区域」の指定があるものの、事業実施想定区域及びその周辺にはない。

鳥取市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-35 表(1) 区域の指定に係る基準
(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成〕

第 3.2-35 表(2) 区域の指定に係る基準
(土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、鳥取県において、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づく規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、鳥取県では、「鳥取県地球温暖化対策条例」(平成 21 年鳥取県条例第 36 号)に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 鳥取県環境基本計画

鳥取県では、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 8 年鳥取県条例鳥取県条例第 19 号）に基づき、平成 24 年 3 月に「第 2 次鳥取県環境基本計画」を策定している。本計画では、目標年度を平成 32 年度末、基本的方向を『NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』とし、第 3.2-36 表のとおり、6 つの目標を定めている。また、平成 28 年には、平成 27～30 年度の実行計画である「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、「第 2 次鳥取県環境基本計画」を具体的に推進する施策や数値目標を掲げて取り組んでいる。「第 2 次鳥取県環境基本計画」の目標及び「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」の施策体系は第 3.2-36 表のとおりである。

第 3.2-36 表 計画の目標と施策体系

環境基本計画の目標	第 2 期とっとり環境イニシアティブプランの施策体系
1. エネルギーシフトの率先的な取り組み	1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速 1-2 地域エネルギー社会の構築 1-3 エネルギー資源多様化の促進 1-4 新たなエネルギー環境の整備
2. NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開	2-1 環境教育・学習の推進 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進 2-3 社会システムの転換
3. 環境負荷低減の取り組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現	3-1 4R 社会の実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立 3-3 リサイクル産業の振興 3-4 低炭素社会との調和
4. 安全で安心してくらす生活環境の実現	4-1 人と自然とのふれあいの確保 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保	5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理 5-2 環境汚染化学物質の適正管理 5-3 環境影響評価の推進 5-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
6. 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進	6-1 美しい景観の保全と創造 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

「第 2 次鳥取県環境基本計画」（鳥取県、平成 24 年）
「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」（鳥取県、平成 28 年）より作成

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び鳥取県立自然公園条例（昭和 38 年鳥取県条例第 2 号）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-37 表及び第 3.2-16 図のとおりであり、「西因幡県立自然公園」、「三朝東郷湖県立自然公園」及び「氷ノ山後山那岐山国定公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。

特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

第 3.2-37 表(1) 自然公園の概要（県立自然公園）

名称	公園面積 (ha)						指定年月日	該当する市町村
	特別地域				普通地域	合計		
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種				
西因幡県立自然公園	—	—	68	40	2,047	2,155	昭和 59 年 5 月 8 日	気高町、青谷町、鹿野町
三朝東郷湖県立自然公園	—	—	168	194	14,406	14,768	昭和 29 年 4 月 2 日	三朝町、湯梨浜町、倉吉市

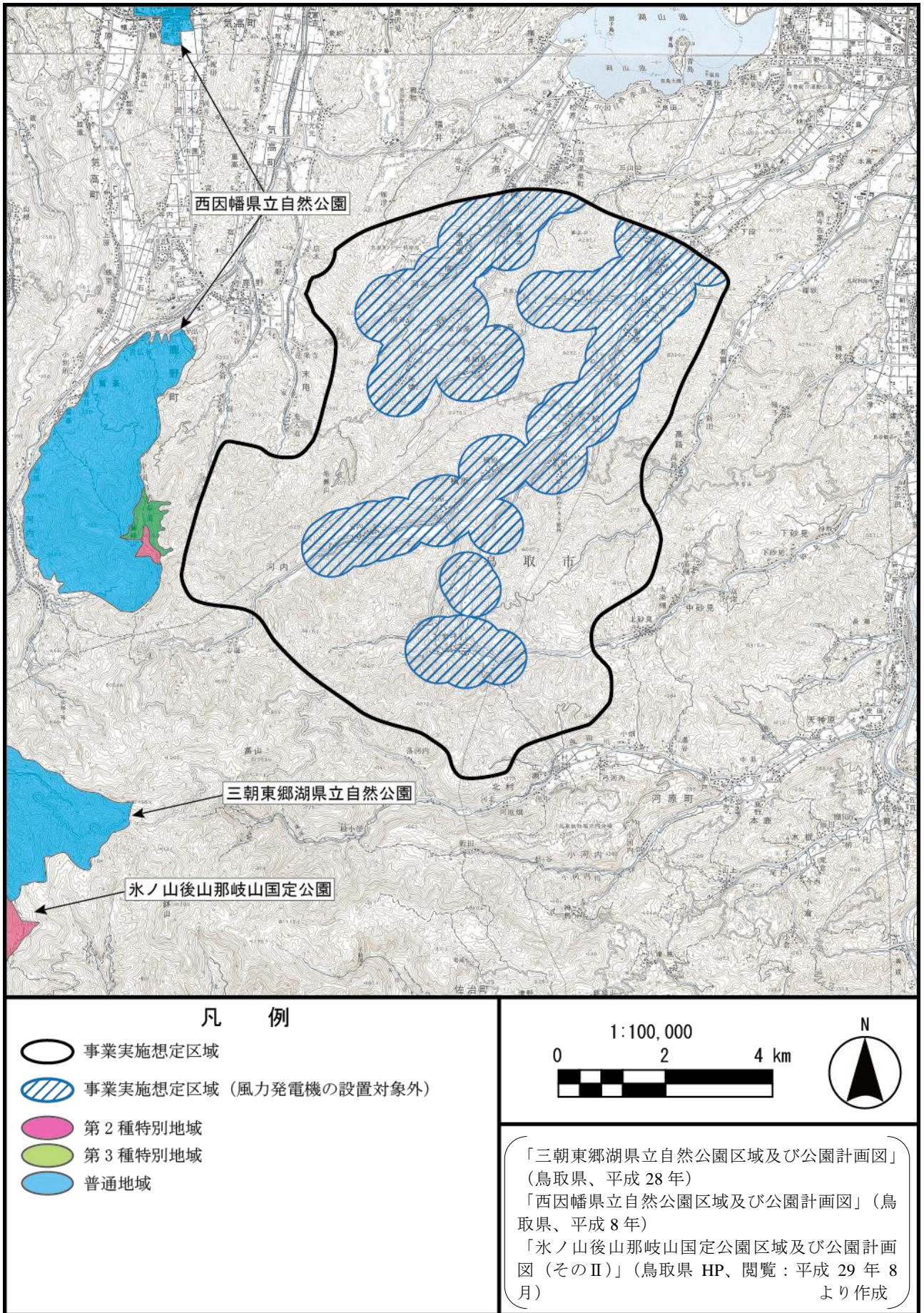
注：「—」は指定がないことを示す。

〔「西因幡県立自然公園計画概要」（鳥取県、平成 8 年）
「三朝東郷湖県立自然公園計画概要」（鳥取県、平成 28 年）より作成〕

第 3.2-37 表(2) 自然公園の概要（国定公園）

名称 (指定年月日)	概要	面積	
氷ノ山後山那岐山 国定公園 (昭和 44 年 4 月 10 日)	中国山地の最も東に位置し、鳥取県、兵庫県及び岡山県の三県にまたがる。1,510m の氷ノ山を最高峰として、周囲には 1,000~1,300m のドーム状の山々が連なる。	鳥取県	8,579ha
		兵庫県	25,200ha
		岡山県	15,024ha

〔「自然公園」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 8 月）
「兵庫県の自然公園」（兵庫県 HP、閲覧：平成 29 年 8 月）
「おかやまの自然公園」（兵庫県 HP、閲覧：平成 29 年 8 月）より作成〕



第 3.2-16 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域ない。事業実施想定区域及びその周囲には保全すべき地域として鳥取県自然環境保全条例に基づいて「気高殿」、「松上」及び「北村権現」が指定されている。

なお、環境保全地域の指定状況は第 3.2-38 表、第 3.2-17 図のとおりである。

第 3.2-38 表 環境保全地域の指定状況

名称 (指定年月日)	面積	概要	所在地
気高殿 (平成 3 年 9 月 13 日)	0.1ha 8.6ha	タブノキを中心とする、胸高 100cm 以上の大径木照葉樹林をもつ布勢平神社の社叢を含むこの地域は、鳥取県の名水に選定されている「布勢の清水」が古くから湧出している。風水地一帯に、バイカモなどの水草が自生する。	鳥取市気高殿
松上 (昭和 52 年 4 月 8 日)	5.2ha —	スダジイ群落や林齢の高い高木が立ち並び、原始的で極相的な林相を示す森林です。山腹の参道途中には、とつとりの名木 100 選の 1 つ「秀衡杉」がある。	鳥取市松上
北村権現 (昭和 63 年 12 月 20 日)	1.8ha 1.2ha	高山神社の社叢を中心に、落葉広葉樹のアサダ、イヌシデ、オオモミジ、シナノガキ、常緑広葉樹のヤブツバキ、ウラジオガシの高木が林立する、優れた天然林である。特に、県内でも比較的稀な植物であるアサダを優先種とする特異な群落が見られる。	鳥取市 川原町北村

注：上段面積は特別地区、下段面積は普通地区を示す。

〔「県自然環境保全地域」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区については、第 3.2-39 表及び第 3.2-18 図のとおりであり、事業実施想定区域に鷲峰山鳥獣保護区の一部が含まれる。

第 3.2-39 表 鳥獣保護区の指定状況

名 称	区 分	面 積 (ha)	期 限
鷲峰山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	884	平成35年10月31日
湖山池鳥獣保護区	集団渡来地	1,160	平成32年10月31日
千代川流域鳥獣保護区	集団渡来地	785	平成34年10月31日
高鉢山鳥獣保護区	希少鳥獣生息地	303	平成35年10月31日
布勢桂見鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	235	平成34年10月31日

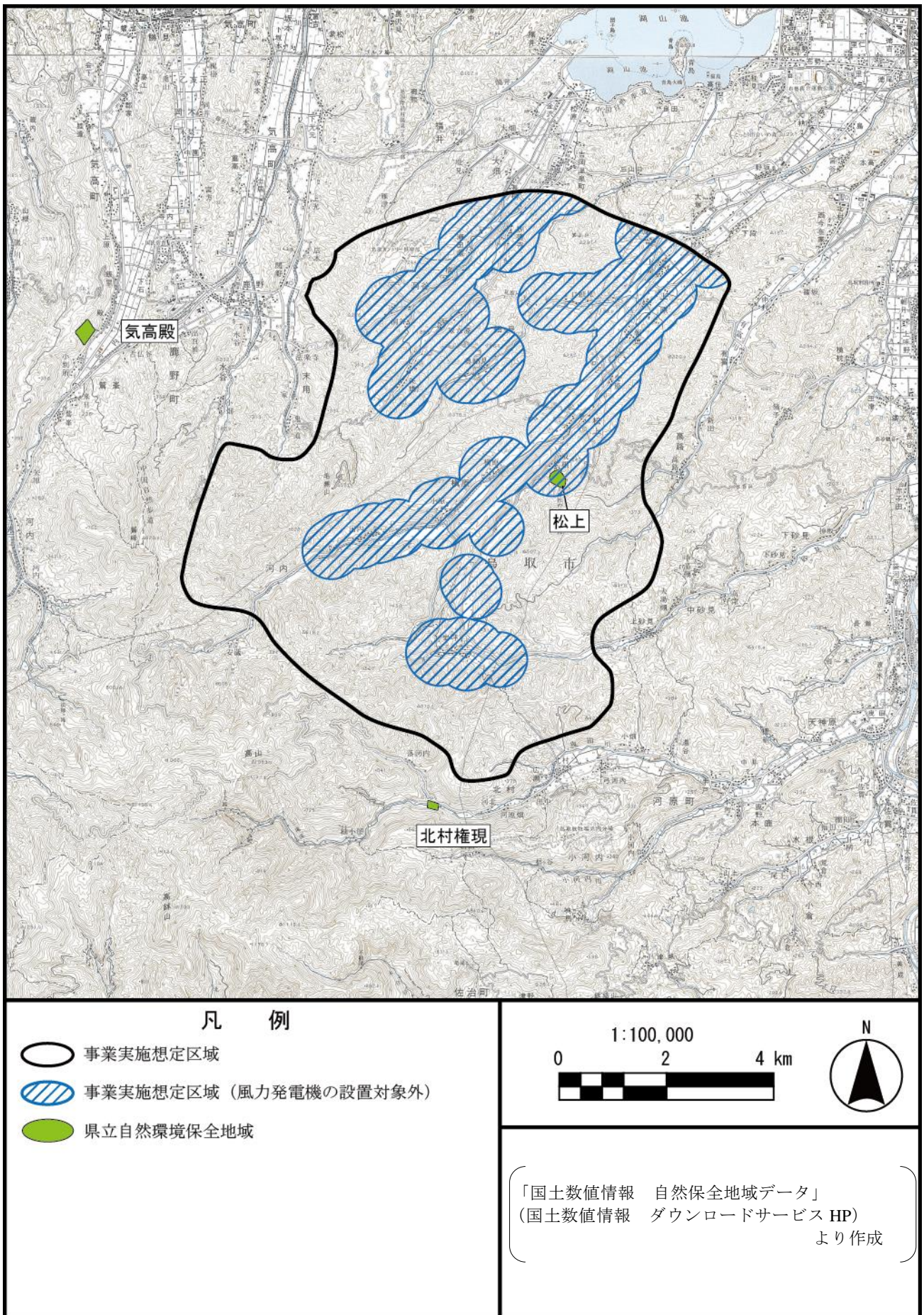
〔「平成 28 年度鳥取県鳥獣保護区等位置図」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
「鳥取県生活環境部緑豊かな自然課へのヒアリング」（平成 29 年 7 月）より作成〕

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

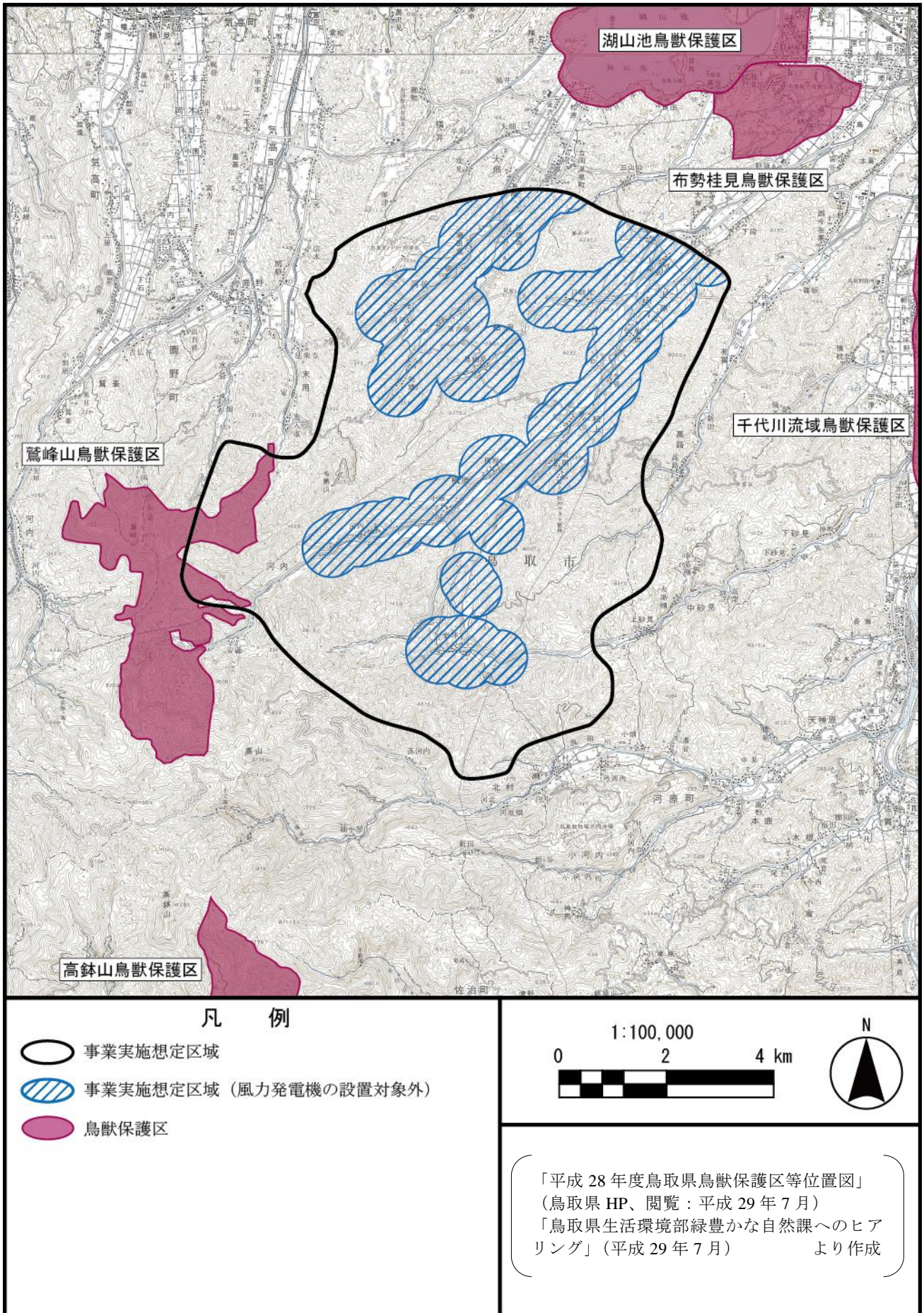
事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく湿地の区域はない。



第 3.2-17 図 環境保全地域の指定状況



第 3.2-18 図 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-40 表及び第 3.2-19 図のとおりである。事業実施想定区域に天然記念物として、松上神社のサカキ樹林及び矢矯神社社叢が存在する。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-41 表及び第 3.2-20 図のとおりである*。

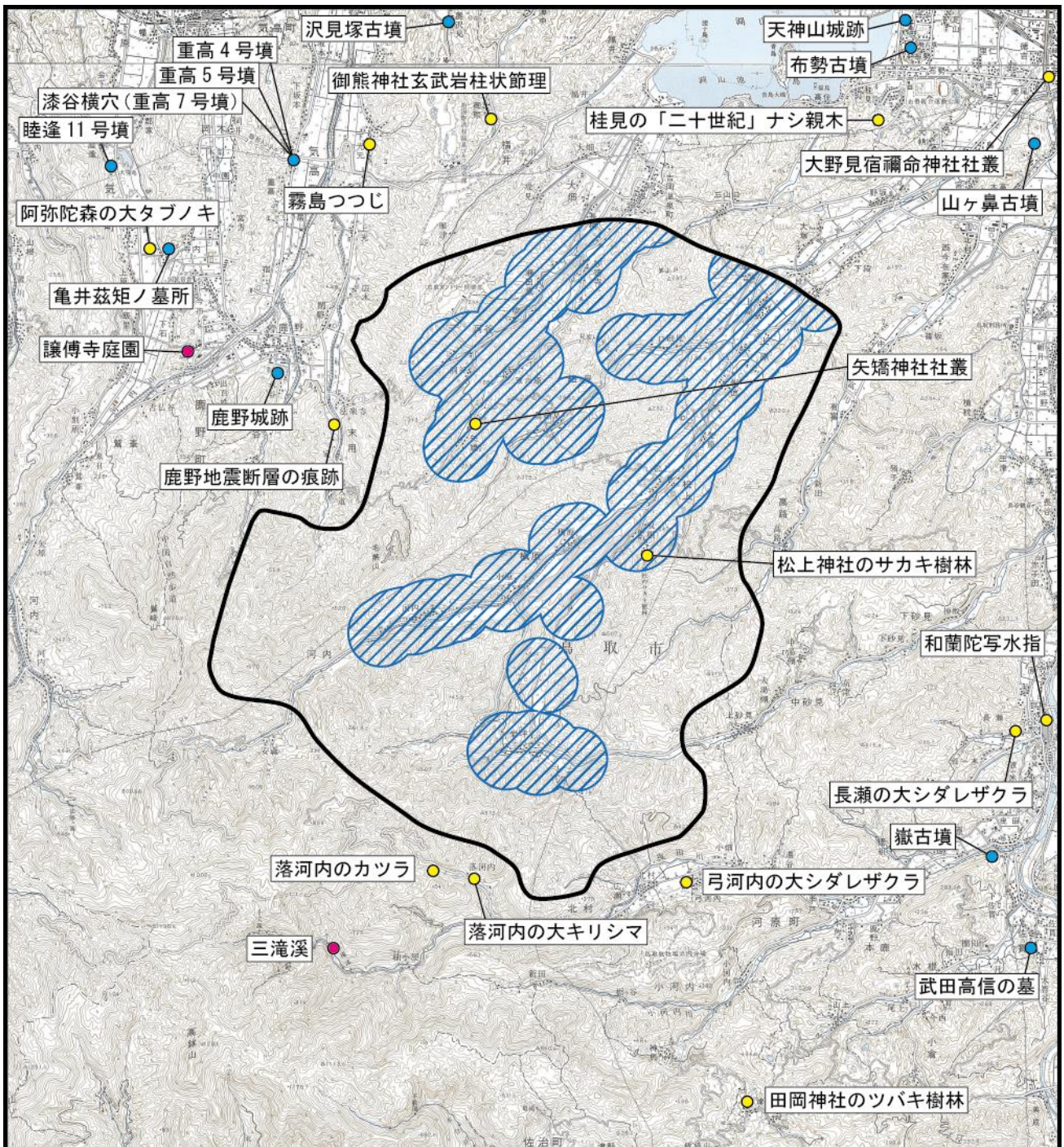
第 3.2-40 表 事業実施想定区域及びその周囲における
史跡・名勝・天然記念物

指定区分	種類	名称	所在地
国	史跡	布勢古墳	鳥取市布勢 346-9
国	天然記念物	大野見宿禰命神社社叢	鳥取市徳尾
国	天然記念物	松上神社のサカキ樹林	鳥取市松上 326
県	天然記念物	桂見の「二十世紀」ナシ親木	鳥取市桂見 403-3
県	天然記念物	矢矯神社社叢	鳥取市矢矯 71
県	天然記念物	長瀬の大シダレザクラ	鳥取市河原町長瀬 306
県	天然記念物	落河内の大キリシマ	鳥取市河原町北村字倉房 588
県	天然記念物	弓河内の大シダレザクラ	鳥取市河原町弓河内 252
県	天然記念物	落河内のカツラ	鳥取市河原町北村字倉房 588
県	天然記念物	鹿野地震断層の痕跡	鳥取市鹿野町末用
県	史跡	山ヶ鼻古墳	鳥取市古海字釜ヶ谷
県	史跡	天神山城跡	鳥取市湖山町南 3
県	名勝	三滝溪	鳥取市河原町北村 934-141
市	天然記念物	御熊神社玄武岩柱状節理	鳥取市御熊
市	天然記念物	阿弥陀森の大タブノキ	鳥取市気高町山宮
市	天然記念物	霧島つつじ	鳥取市気高町下光元
市	史跡	嶽古墳	鳥取市河原町曳田
市	史跡	武田高信の墓	鳥取市河原町佐貫
市	史跡	沢見塚古墳	鳥取市気高町奥沢見
市	史跡	重高 4 号墳	鳥取市気高町重高
市	史跡	重高 5 号墳	鳥取市気高町重高
市	史跡	漆谷横穴（重高 7 号墳）	鳥取市気高町重高
市	史跡	睦逢 11 号墳	鳥取市気高町睦逢
市	史跡	亀井茲矩公墓所	鳥取市気高町山宮
市	史跡	鹿野城跡	鳥取市鹿野町鹿野
市	名勝	譲傳寺庭園	鳥取市鹿野町今市






注：ホームページ等で公開された情報のみを掲載している。

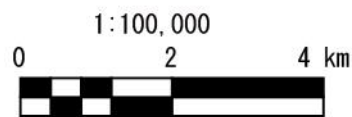
〔「とっとり Web マップ」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
「鳥取市の指定文化財」（鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
より作成〕

* 関係機関（鳥取県）への意見聴取によると、事業実施想定区域及びその周囲には、公開された情報以外にも埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事業計画の検討段階において関係機関との協議を行う必要がある。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  史跡
-  名勝
-  天然記念物



「とっとり Web マップ」
 (鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「鳥取市の指定文化財」
 (鳥取市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 より作成

第 3.2-19 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

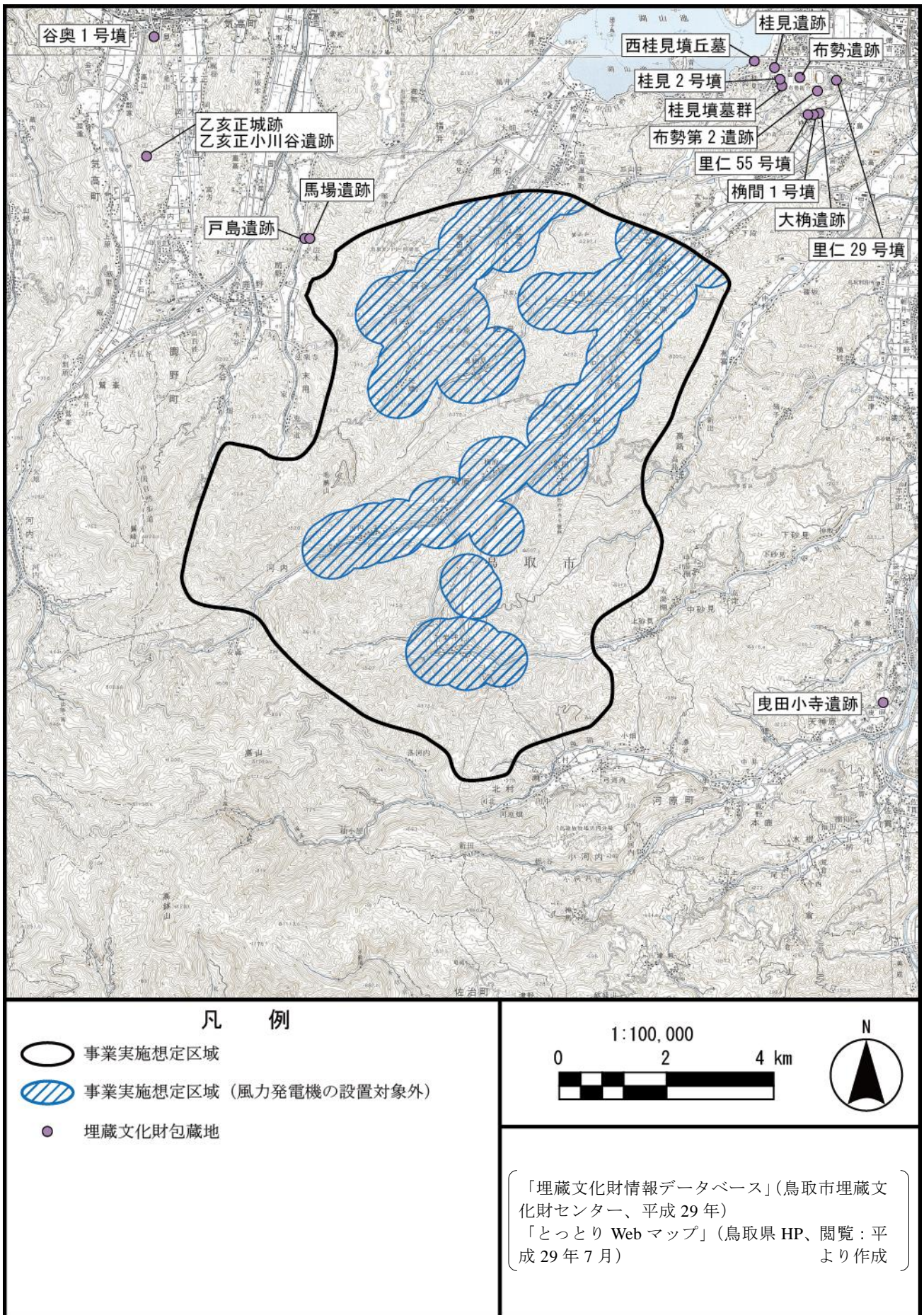
第 3.2-41 表 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	種別	所在地	時代	出土遺構・遺物
1	乙亥正城跡 乙亥正小川谷遺跡	城館、墳墓	鳥取市市鹿野町乙亥正地内	中世、弥生 時代後期 ～古墳時 代	土師器細片、銅銭
2	里仁 55 号墳	古墳	鳥取市里仁、大楠	古墳時代 後期	須恵器、ガラス小玉
3	谷奥 1 号墳	古墳	鳥取市気高町勝見字福田俗称 谷奥	古墳後期	銅椀、金環、金銅製鏝等
4	戸島遺跡	調査中	鳥取市気高町上光	奈良	調査中
5	馬場遺跡	包含地	鳥取県東伯郡北栄町国坂	調査中	調査中
6	西桂見墳丘墓	調査中	鳥取市桂見	弥生時代	土器
7	桂見遺跡	包含地	鳥取県鳥取市桂見	縄文、弥生 古墳	土器、土師器、須恵器等
8	桂見 2 号墳	古墳	鳥取県鳥取市桂見字下地谷	古墳	内行花文鏡、斜縁獣帯鏡、 刀子等
9	布勢遺跡	調査中	鳥取県鳥取市布勢	調査中	縄文土器、弥生土器、石 斧等
10	里仁 29 号墳	前方後円墳	鳥取県鳥取市里仁岩ヶ谷	調査中	調査中
11	布勢第 2 遺跡	調査中	調査中	調査中	調査中
12	楠間 1 号墳	集成、古墳	鳥取県鳥取市大楠、楠間	古墳	集成、埴輪等
13	大楠遺跡	集成	鳥取市大楠	弥生、古墳	銭貨、緑釉陶器等
14	曳田小寺遺跡	古墳・集落跡	鳥取市河原町曳田	古墳時代 古代～中 世	土師器・須恵器等

「埋蔵文化財情報データベース」（鳥取市埋蔵文化財センター、閲覧：平成 26 年 7 月）

「とっとり Web マップ」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

より作成



第 3.2-20 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

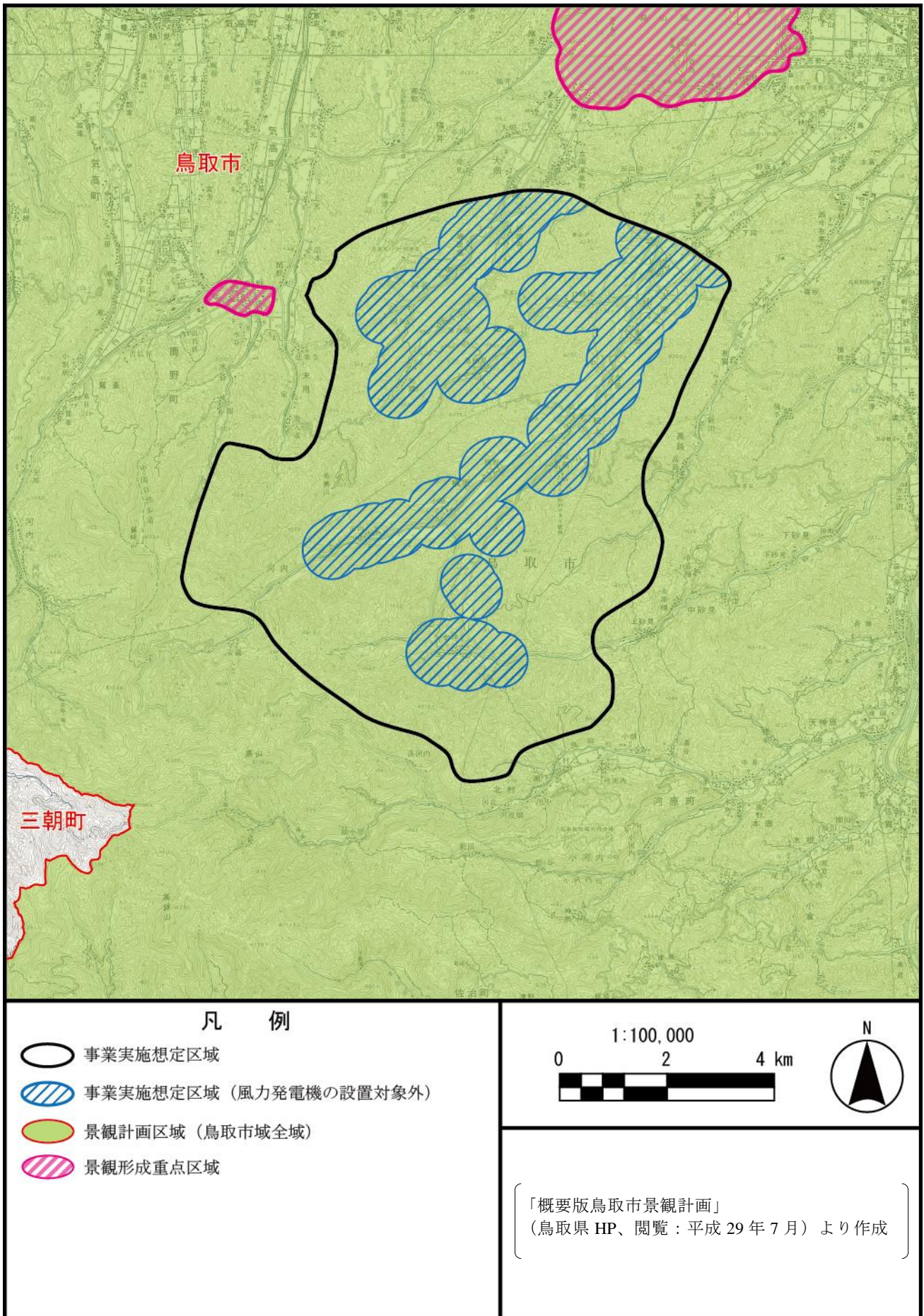
(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定により定められた景観計画区域はない。なお、鳥取市条例の景観計画により定められた景観計画区域が第 3.2-21 図のとおり、鳥取市内全域が景観計画区域、湖山池とその周辺が湖山池景観形成重点区域及び鹿野城周辺が鹿野城下町景観形成重点区域に指定されている。

② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）により指定された風致地区はない。



第 3.2-21 図 景観計画区域の指定状況

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は第 3.2-22 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は第 3.2-23 図とおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-23 図のとおりであり、事業実施想定区域に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

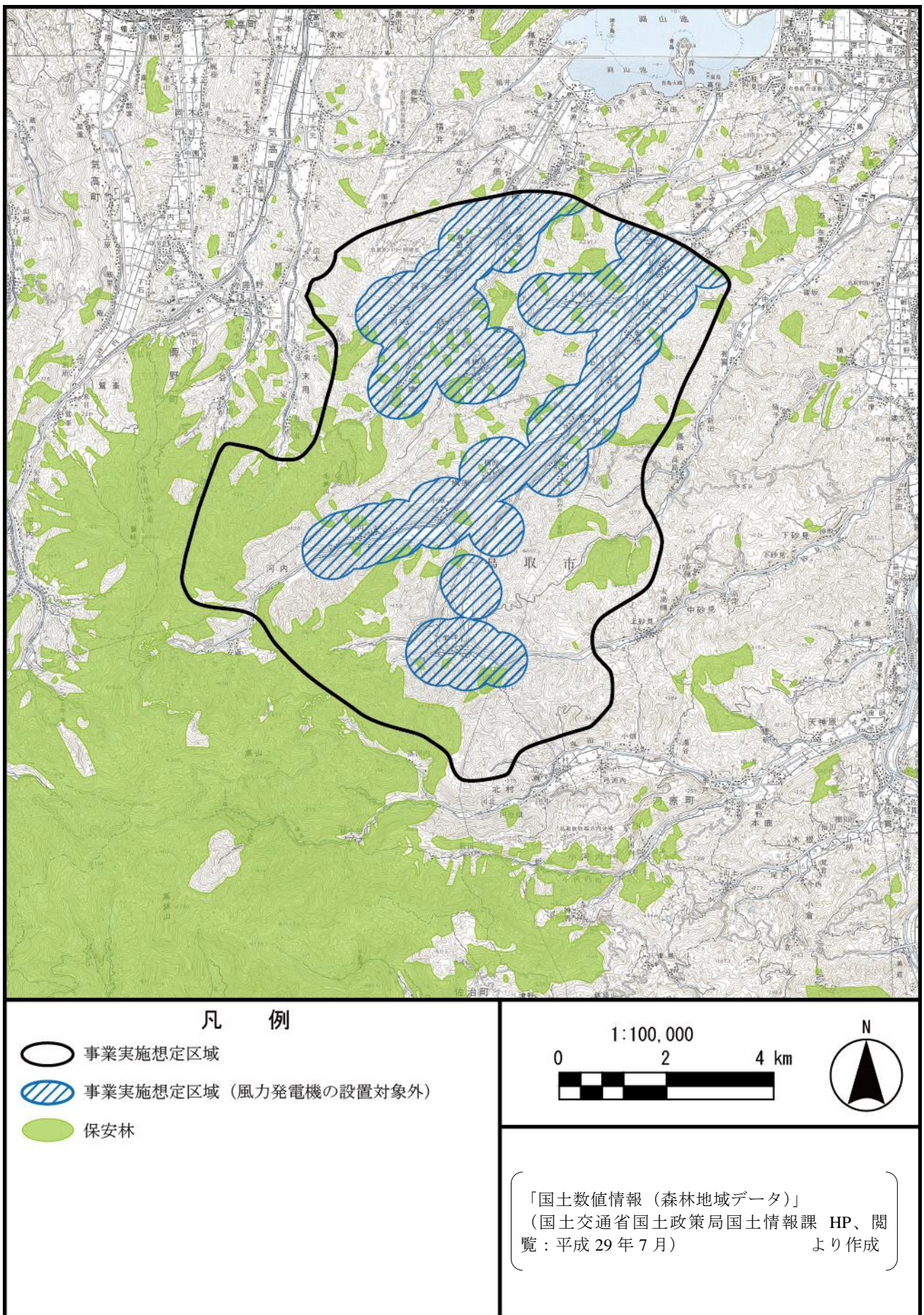
事業実施想定区域及びその周囲に「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は第 3.2-23 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

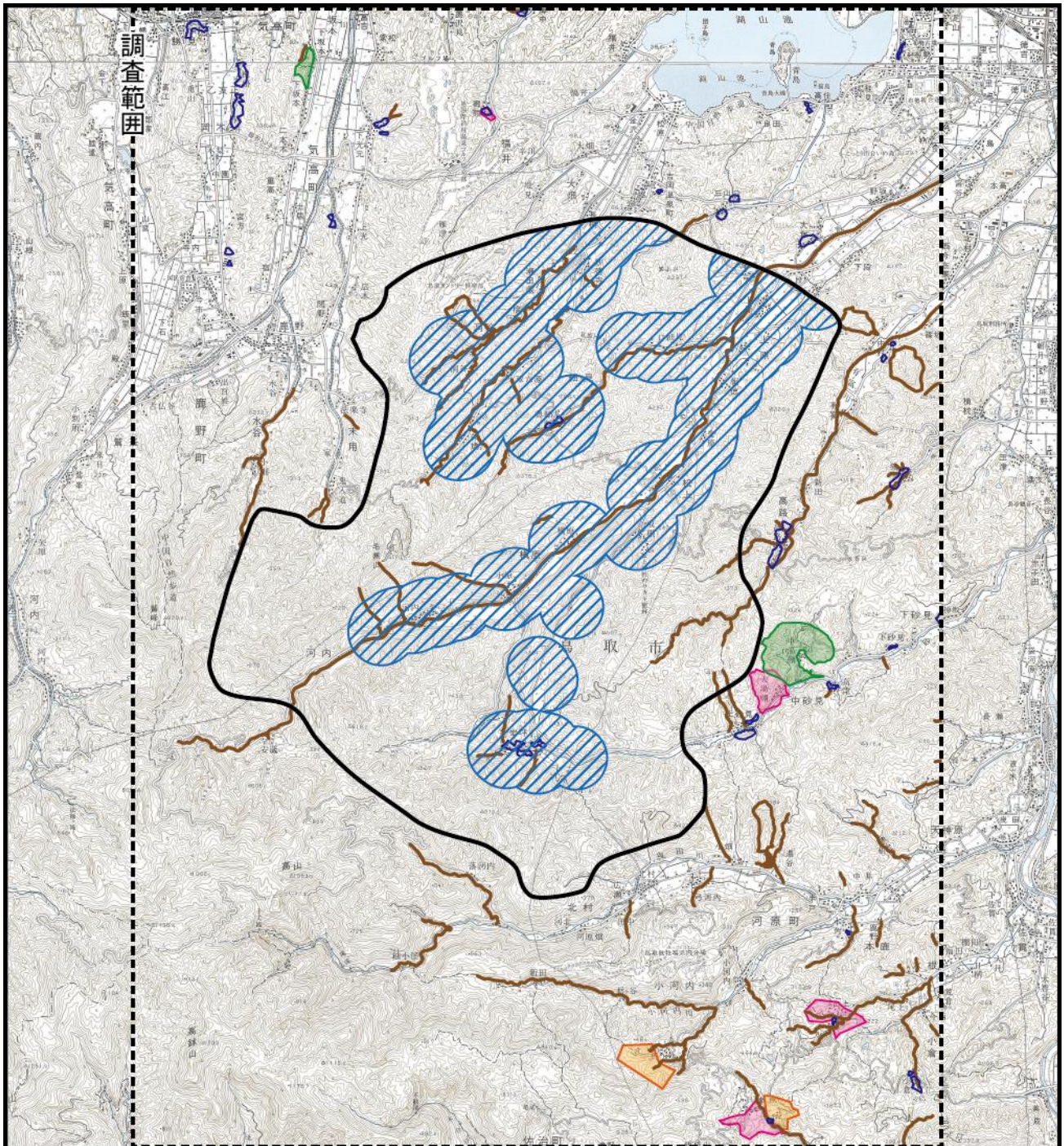
対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は第 3.2-24 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ 河川法に基づく河川保全区域








事業実施想定区域及びその周囲には、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域はない。

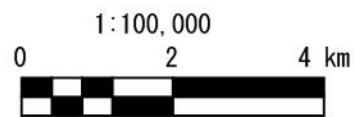


第 3.2-22 図 保安林の指定状況



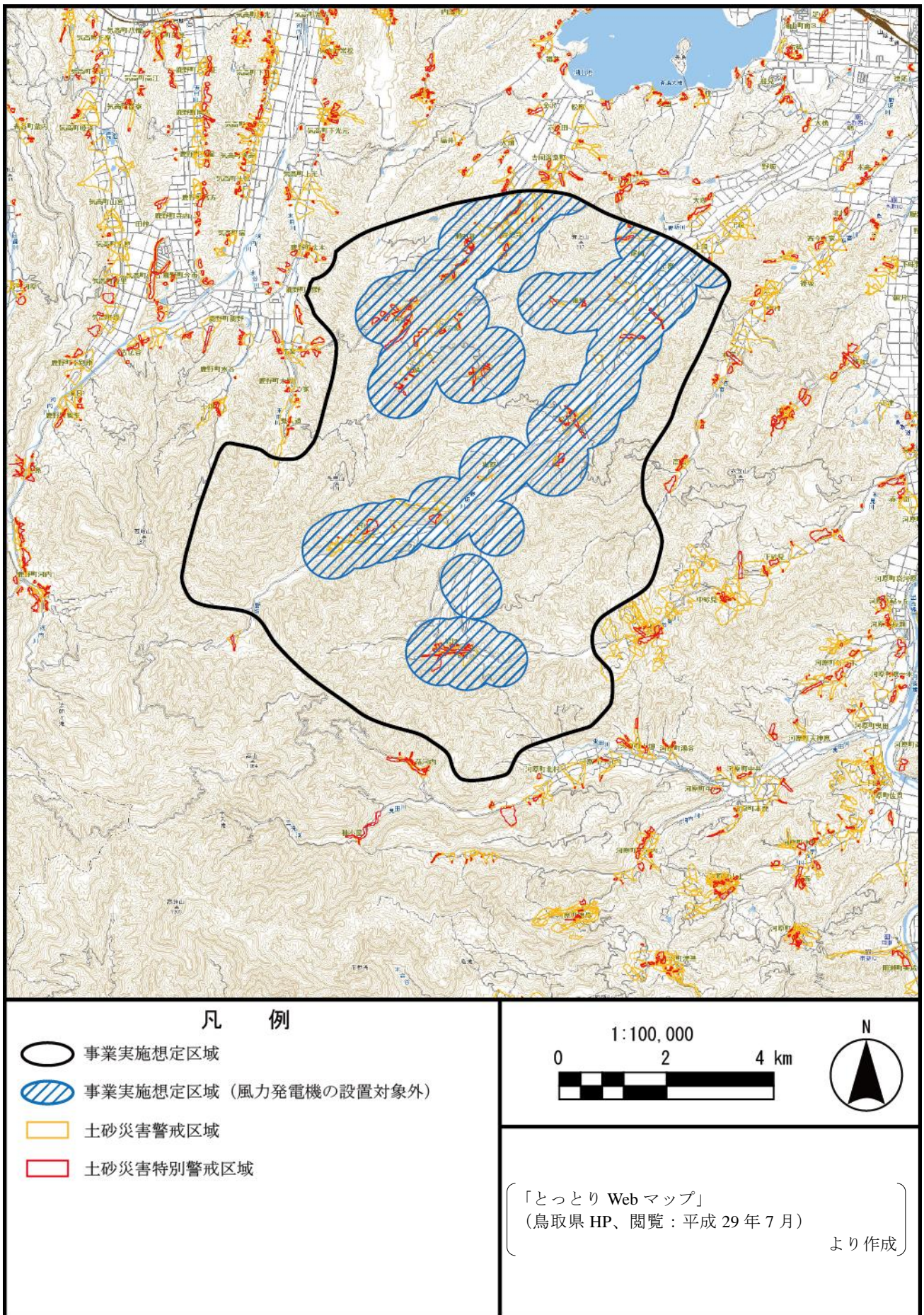
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  砂防指定地
-  地すべり防止区域（国交省）
-  地すべり防止区域（林野庁）
-  地すべり防止区域（農地・水保全課）
-  急傾斜地崩壊危険区域



〔鳥取県へのヒアリング（平成29年7月）より作成〕

第 3.2-23 図 砂防指定地等の状況



第 3.2-24 図 砂土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-42表のとおりである。

第3.2-42表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			鳥取市	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×
		公害防止計画	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
		振動規制法	規制地域	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	×
		悪臭防止法	規制地域	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×
		工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	○	○	×
		県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	○	○	×
		県自然環境保全地域	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	×
	都市計画法	風致地区	○	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×

注：○；指定あり、×；指定なし